

鉄道事業者の応急対策(地震災害)

1 東日本旅客鉄道株式会社

(1) 対策本部の設置及び社員の参集

ア 地震災害の規模、状況に応じて横浜支社等に災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するとともに災害現場には現地対策本部を設置する。

ただし、東京圏で震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに対策本部を設置する。

イ 東京圏で震度6弱以上の地震が発生した場合は、全社員は自律的に勤務箇所、又は最寄りの駅区所へ非常参集する。

(2) 災害応急体制

ア 情報の収集及び連絡

災害に関する情報を迅速、かつ的確に把握するため、関係自治体、警察、消防機関、関係事業所、及び自衛隊等と密接な情報連絡をとる。

イ 緊急広報及び旅客の案内等

(ア) 災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため掲示、放送等により案内を行い、旅客の鎮静化に努める。

(イ) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を把握し、放送等により案内し旅客の動揺、混乱の防止に努める。

(ウ) 災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導するとともに、広域避難場所への避難勧告のあったとき、及び一時避難場所が危険の恐れがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 駅において、水道管破裂等による道路面から浸水の恐れがある場合は、階段出入口付近に設けてある止水板、及び土のう積み工法等により浸水防止を図る。

(イ) 地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

エ 救助活動

(ア) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救助に努める。

(イ) 列車等の大規模被害による多数の死傷者が発生した場合は、箇所長、及び乗務員は協力して速やかに負傷者の救出救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣、その他必要事項を対策本部に速報するとともに、消防、警察機関及び地元医師会等に協力を要請する。

オ 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じ非常電話、可搬型衛星通信装置等、通信回線運用措置をとるほか、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を図る。

カ 電力の確保

災害時における運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの受電方策を講ずる等、早期給電を確保する。

(3) 交通輸送対策

災害区間着、又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回線区輸送力の増強、他社線との振替輸送線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(4) 駅構内等の秩序維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、警察と密接な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備については次により旅客の安全を確保する。

- ア 混乱防止の広報、営業中止、制限の時期等の告知
- イ 旅客の避難誘導及び避難場所の案内
- ウ 警備及び警察の要請

(5) 災害復旧

ア 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と、災害復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

また、本復旧工事の実施にあたっては、被害原因の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

2 東海旅客鉄道株式会社

(1) 発災時等における業務体制の整備

ア 対策本部及び復旧本部体制の整備

発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により対策本部を設置する。また、発災後に復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により復旧本部を設置する。

これらの本部については、設置要件、構成、運営要領等を整備しておく。

イ 非常参集体制の整備

旅客の避難誘導及び復旧作業等に必要な要員を確保するため参集体制、参集後の各人の任務事項を予め定めておく。

(2) 施設に関する防災機能の整備

ア 施設の防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するような綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図る。

イ 気象設備等の整備

気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備する。

(3) 情報収集・伝達体制の整備

ア 情報伝達ルート of 確立

発災時等に災害応急体制の実施に必要な情報連絡が確実に行えるよう、次の各項に掲げる関係箇所との情報連絡ルートの確立を図る。

- ・必要な社内関係箇所との情報伝達ルートを定めておく。
- ・関係地方自治体及び関係公共機関との間で情報伝達ルートを定めておく。

イ 情報伝達手段の確保

発災時の災害応急処理、災害復旧に必要な情報伝達手段を確保するため、携帯電話、防災行政通信網、衛星通信設備の整備に努めるとともに、電話回線のうち通信事業が災害時、非常時の優先通話制度を設けているものについては予め申請手続きを行う。

(4) 旅客公衆等に対する体制の整備

ア 発災時等における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法について予め定める。

イ 負傷者の搬送体制等の整備

発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係地方自治体、警察、消防、近隣の医療機関と協力して緊急連絡体制、搬送体制を整備する。

ウ 駅構内等の秩序の維持

鉄道警察隊との密接な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客や公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努める。

(5) 防災資機材の整備等

ア 防災用品の整備

発災時に備えて、非常用食料、飲料水及びその他の緊急に必要な用品等を確保しておくとともに、点検整備を実施する。

イ 輸送手段の確保

発災時に道路の通行規制が実施される場合に備えて人命救助、応急復旧に要する資機材及び要員派遣に供する自動車を整備しておくとともに、関係地方自治体へ緊急通行車両事前届出及び緊急自動車の指定申請を予め行っておく。

ウ 応急復旧資機材の現況の把握及び運用

社内及び社外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時に緊急使用できるよう、その方法及び運用について予め定めておく。

(6) 防災上必要な教育・訓練

ア 社員に対する教育・訓練の実施

社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対しては必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施する。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施する。

(7) 広報体制の整備

発災時において被災線区の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等に発表できるよう、その体制を予め定めておく。

(8) 地震による運転規制

ア 地震防災システムが動作し、所定の地震強度区分になった場合には運転規制（運転中止、速度規制）を行う。

イ 運転再開については、運転規制区間の地上巡回等終了後、安全を確認した区間より順次運転を再開する。

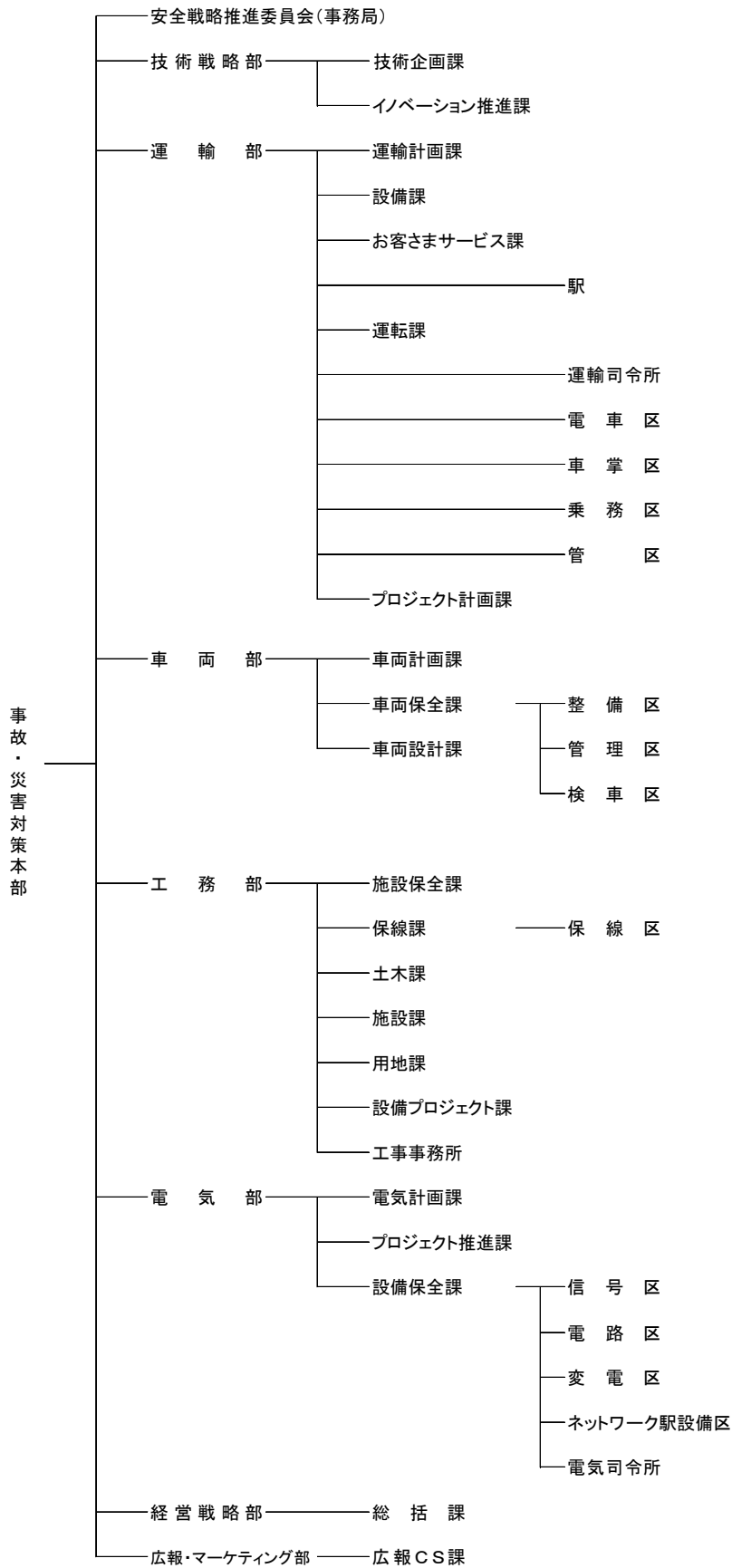
3 東急電鉄株式会社

(1) 災害時の体制

ア 次の場合において、事故・災害対策本部を設置する。

暴風、豪雨、雷、豪雪、洪水、大規模地震その他の異常な自然現象等により会社の顧客、役員、従業員生命、身体、財産に重大な被害が生じる事態または会社の事業の継続に重大な障害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。

災害対策本部の組織



(2) 災害時の初動措置

ア 運輸司令所長の取扱い

| 地震の規模 | 運転取扱いの内容 |
|--------|---|
| 震度4 | (1) 直ちに全列車停止 (2) 震動停止後⇒注意運転(25km/h以下) (3) 駅長・区長・乗務員が異常なし確認⇒平常運転 |
| 震度5弱 | (1) 直ちに全列車停止 (2) 駅長・区長・電気司令長が異常なし確認⇒先行列車が停止していた位置まで運転再開(15km/h以下) (3) 乗務員が異常なし確認⇒注意運転(25km/h以下) (4) 電気司令長・保線区長が異常なし確認⇒平常運転 |
| 震度5強以上 | (1) 直ちに全列車停止 (2) 電気司令長・保線区長が異常なし確認⇒注意運転(25km/h以下) (3) 駅長・区長が異常なし確認⇒平常運転 |

※ 地震警報システムの動作により全列車停止をさせた場合で地震が発生しないときは、地震到着時刻から3分経過後に平常運転に復帰する。また、システム動作後にキャンセル報を受信した場合は直ちに平常運転に復帰する。

イ 乗務員の対応

(ア) 運転士は、強い地震を感知し危険と認めたとき、または運輸司令所長から停止指令があったときは、次の取扱いをする。

(地上区間)

橋梁、高架橋、築堤、ずい道等をなるべく避けて直ちに停止する。

(地下区間)

信号現示条件に従って、すみやかに駅に進入停止する。

(イ) 震度5弱以上の地震が発生した場合で、駅間に列車が停止したときは、旅客救済のため、架線電圧・進路・信号現示・車両に異常がないことが確認できるときは、5km/h以下で最寄り駅まで運転させることができる。

ウ 線路の点検

(ア) 保線区長の取扱いと点検要領

地震発生時における列車運転の取扱いは、異常気象時運転取扱規程によるものであるが、線路保守にあたる保線区長は、電気司令所長から、警戒の通報および線路点検の要請を受けたときは、“工務部係員等の地震発生時線路及び建造物点検基準”により次の取扱いを行わなければならない。

- a 運輸司令所の地震警報装置が震度4の表示があったときは、電気司令所長からの点検要請に対応できる体制の整備をする。
- b 運輸司令所の地震警報装置に震度5弱の表示があったときは、対象区間の添乗巡視を行う。
- c 運輸司令所の地震警報装置に震度5強以上の表示があったときは、対象区間の徒歩巡視を行う。
- d 勤務時間外の巡視は、“工務部係員の異常時対策内規”により、保線区長が緊急招集を行う。
- e 保線区長は異常の有無を保線課長および電気司令所長に報告する。

【地震発生時の任務分担区域】

(新丸子保線区)

- 東横線（渋谷～横浜間）
- 目黒線（目黒～日吉間）
- 東急多摩川線（多摩川～蒲田間）
- 池上線（五反田～蒲田間）

(梶が谷保線区)

- 田園都市線（渋谷～中央林間間）
- 世田谷線（三軒茶屋～下高井戸間）
- こどもの国線（長津田～こどもの国間）
- 大井町線（大井町～溝の口間）

エ 駅係員初動措置

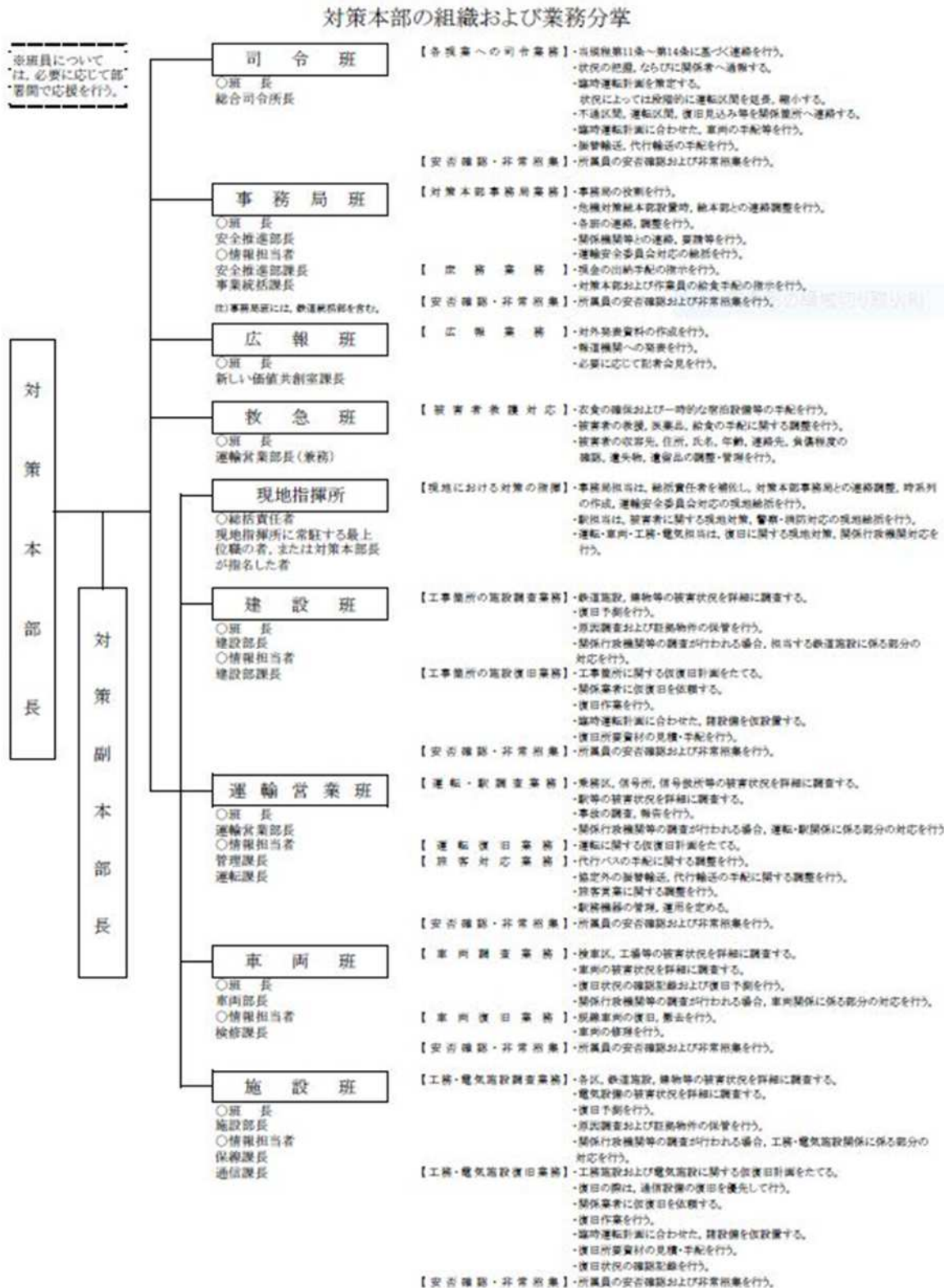
- a 駅長は所管従業員に対し、出火防止措置の指示、確認をする。
- b 人命救助を第一とし、敏速、適切に旅客を安全な場所に避難誘導する。
- c 駅構内を巡視し、人的、物的等の異常の有無を確認し、運輸司令所長に報告する。
 - (a) 人的損傷を認めたときは、速やかに消防署に通報する。（救急車の手配を執る）
 - (b) 構造物（周囲の建造物、電柱、ブロック塀等）に支障を生じたときは、その状況を調査し運輸司令所長に通報する。
 - (c) 線路、列車に支障があると感知したときは、直ちに列車の停止手配を行い、運輸司令所長に通報する。

4 京浜急行電鉄株式会社

(1) 対策本部の設置

事故、災害等により多数の死傷者が発生し、または本線に長時間支障をきたす等の場合は、必要に応じて、意思決定、情報の共有および伝達の迅速化を図り、旅客対応、復旧作業および広報対応等を総合的に実施するため、対策本部を設置する。

(2) 対策本部の組織および業務分掌



(3) 地震が発生した場合の取り扱い

イ. 運輸司令の取り扱い

運輸司令は、地震の発生を感知するか、駅長または営業主任（信号担当）もしくは乗務員から地震発生を報告を受けたときは、直ちに列車無線により全列車をいったん停止させ、その程度に応じて次により取り扱うものとする。

- (イ) 震度5強以上のときは、速やかに保守担当責任者に対し線路点検方を要請し、異常がないことを確かめるまで列車を運転させてはならない。
- (ロ) 震度5弱のときは、駅長または営業主任（信号担当）から停車場構内の運転設備について、列車の運転に支障のないことの報告を受けた後、列車の乗務員に対して毎時25キロメートル以下の速度での注意運転を指令し、駅長および営業主任（信号担当）ならびに保守担当責任者に対して、その旨を通報する。
- (ハ) 震度4のときは、駅長および営業主任（信号担当）ならびに乗務員に対し線路の状態を確認させ、見通しの範囲に異常を認めないときは、毎時35キロメートル以下の速度で注意運転を指令する。
- (ニ) 震度3以下のときは、運転継続を指令する。

ロ. 駅長および営業主任（信号担当）の取り扱い

駅長および営業主任（信号担当）は、地震の発生を感知したときは運輸司令に速報するとともに、運転上危険と判断した場合は、列車の運転を見合わせ、通過列車は停止させて、旅客の安全等に留意するものとする。

運輸司令から指令があつたとき、および前項により列車の出発を見合わせるか、または通過列車を停止させたときは、保安装置等構内の施設を点検し、異常の有無を運輸司令に報告するとともに、必要に応じて関係箇所に通報するものとする。

ハ. 運転士の取り扱い

運転士は、列車運転中、運輸司令から地震発生による列車停止の指令を受けるか、または地震の発生を感知したときは、危険な箇所を避けて速やかに停止するものとする。

運転士は、前項により停止したときは、運輸司令からの指令に留意するほか、次の取り扱いによるものとする。

- (イ) 見通しの範囲に異常を認めたときは、その状況を運輸司令または最寄り駅長に報告する。
- (ロ) 運輸司令からの指令があるまで運転を開始してはならない。

5 小田急電鉄株式会社

大規模地震が発生した場合、総合対策本部を設置し「鉄道防災計画【地震災害編】」に基づいた人命救助、被害の拡大防止、復旧活動及び広報活動を行う。
(別紙1 「総合対策本部組織」参照)

(1) 大規模地震の初動対応

① 救護活動

- ア 所属員は、自らの安全を確保するとともに、利用者および従業員等の救護、避難、初期消火活動を迅速に行う。
- イ 救護、避難、初期消火活動に当たっては、関係防災機関等との連携に努める。

② 非常招集

- ア 所属長は所属員の招集を必要と認めた場合、速やかに非常招集を行う。
- イ 所属員は就業時間外または休日に、東京都23区、東京都多摩東部、神奈川県東部、神奈川県西部において、「震度6弱」以上の地震が発生した場合、所属長と連絡が取れない場合でも、あらかじめ定めた場所に出勤する。

③ 情報の収集と集約・記録

- ア 地震に関する情報収集と連絡通報に努める。
- イ 災害情報はもとより、通信の状況、点検・復旧の時系列、列車の停止位置・対応状況、駅滞留者の状況、打合せの内容等を記録保存する。

④ 旅客への情報提供および避難誘導

- ア 運転再開まで長時間見込まれる場合、近隣の避難場所を案内する。
- イ 運転再開まで長時間見込まれる場合で、自治体が一時滞在施設を開設したときはその施設を案内する。
- ウ 運行計画、振替・代替輸送機関の状況と利用案内を行う。

(2) 大規模地震発生時の運転取扱

- ① 地震計の計測値が40ガルを超過した場合、全線の列車を緊急停止させる。
- ② 緊急停止後、地震計の計測値ごとに定められた運転規制および施設の点検を実施する。
- ③ 地震計の計測値が100ガルを超過した区間については、徒歩点検を基本にした線路点検を実施する。線路点検終了後、必要により試運転列車による安全確認を行う。
- ④ 安全確認終了後、異常を認めない停車場毎に平常運転に復す。

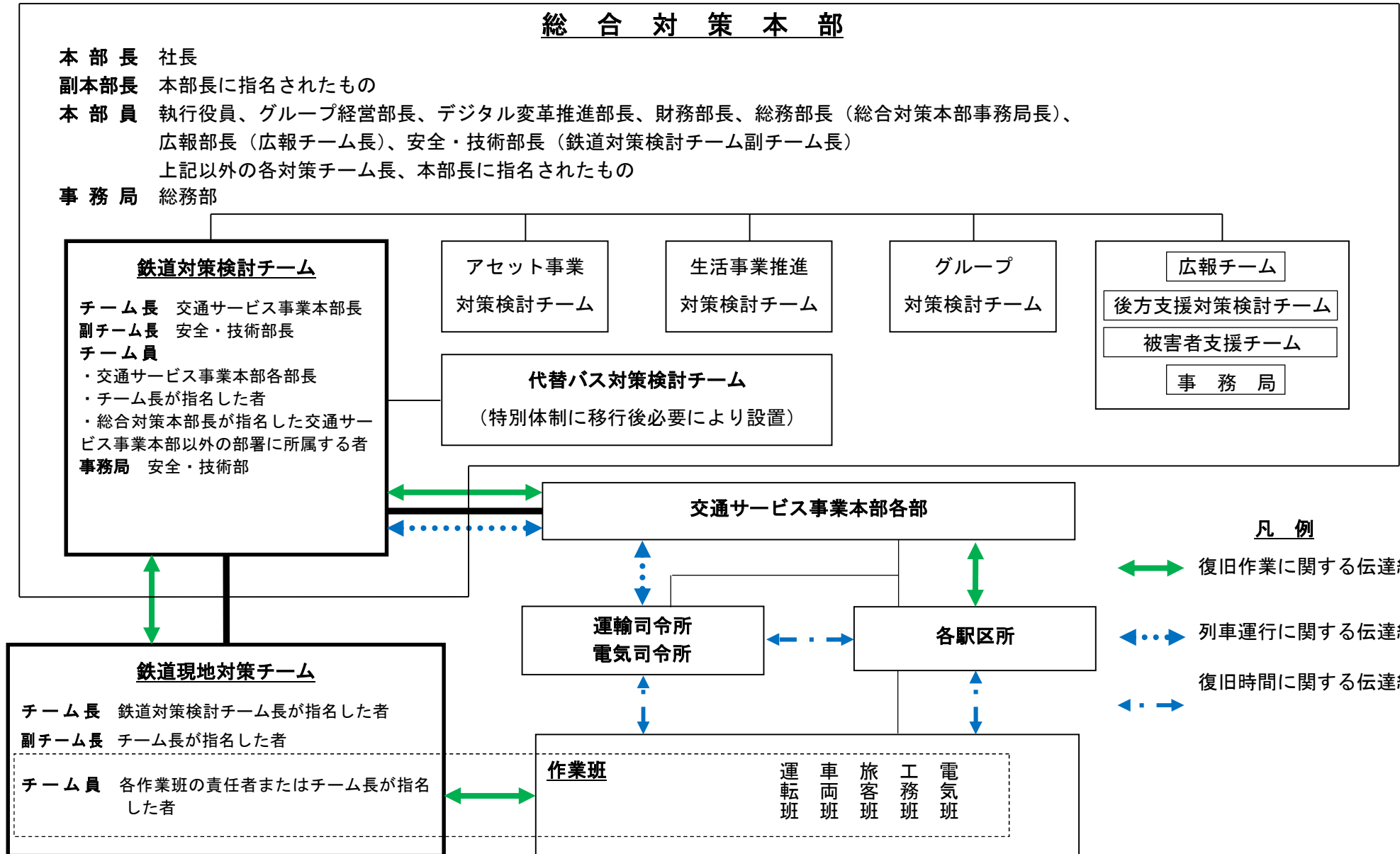
(3) 南海トラフ地震に係る地震防災計画

南海トラフ地震に係る地震防災計画については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて作成した「鉄道防災計画【地震災害編】(南海トラフ地震に係る地震防災計画)」により、必要な措置を行う。

(4) 東海地震に係る地震防災計画

東海地震に係る地震防災計画については、大規模地震対策特別措置法に基づいて作成した「鉄道防災計画【地震災害編】(東海地震に係る地震防災計画)」により、必要な措置を行う。

総合対策本部設置後の組織と情報伝達経路



地震発生時の初動措置

| | 40～79ガル | 80～99ガル | 100ガル以上 |
|--------|--|---|--|
| 運輸司令所長 | <ul style="list-style-type: none"> ・40ガル以上を計測した場合、全線の列車に対し緊急停止を指令し、全列車の位置を把握する。 ・地震動停止後、地震計の計測値を関係駅区所長に通報するとともに、所管施設の点検を指令する。 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地震動停止後、運転士に対し、25 km/h以下の注意運転を指令する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震動停止後、運転士に対し、15 km/h以下の注意運転を指令する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅間に停止した列車の乗務員に対して、旅客を駅または踏切等より線路外まで誘導することを指令する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・注意運転後、異常を認めない停車場間毎に平常運転を指令する。 | | |
| 乗務員 | <ul style="list-style-type: none"> ・運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断した場合は、直ちに列車を停止させる。ただし、築堤、切取り、トンネル、橋梁あるいは陸橋下のような場所を避け、安全と思われる場所に停止し、運輸司令所長に報告して、その後の指示を受ける。 | | |
| 各駅区所長 | <ul style="list-style-type: none"> ・駅長は、強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断した時は、列車の出発を見合わせるとともに、運輸司令所長に報告し指示を受ける。 ・40ガル以上の場合、所管施設の点検結果を運輸司令所長に報告する。 | | |

6 相模鉄道株式会社

(1) 事故・災害 等対策規則

この事故・災害等対策規則（以下「規則」という。）は、事故、災害及び不測の異常事態（以下「事故・災害等」という。）が発生し、または発生するおそれのある場合の措置を定め、もって輸送の安全を確保し、相模鉄道の社会的使命を果たすことを目的とする。

(2) 事故・災害等の応急措置

特別非常体制、第2非常体制、警戒体制及び注意体制（以下「各種体制」という。）の発令及び解除の指令は社長が行うものとする。なお、特別非常体制及び第2非常体制が発令された場合には、本社部門は通常業務を必要最小限の人員で稼働し、その他の社員は、事故・災害等対策本部からの指示に基づき具体的な措置を講じるものとする。

(ア) 特別非常体制

- ・大規模な災害が発生した場合。
- ・東海地震注意情報が発表された場合。（南海トラフ地震が発生し、東海地震を誘発するおそれがある場合）

(イ) 第2非常体制

- ・当社地震計が震度5弱以上を観測した場合。

(ウ) 警戒体制

- ・地震—当社地震計が震度4を観測し、警戒体制をとる必要がある場合。

(エ) 注意体制

- ・上記発令基準には至らないが、警戒が必要と認められるとき。
- ・運転休止や被害が比較的軽微であると予想されるとき。

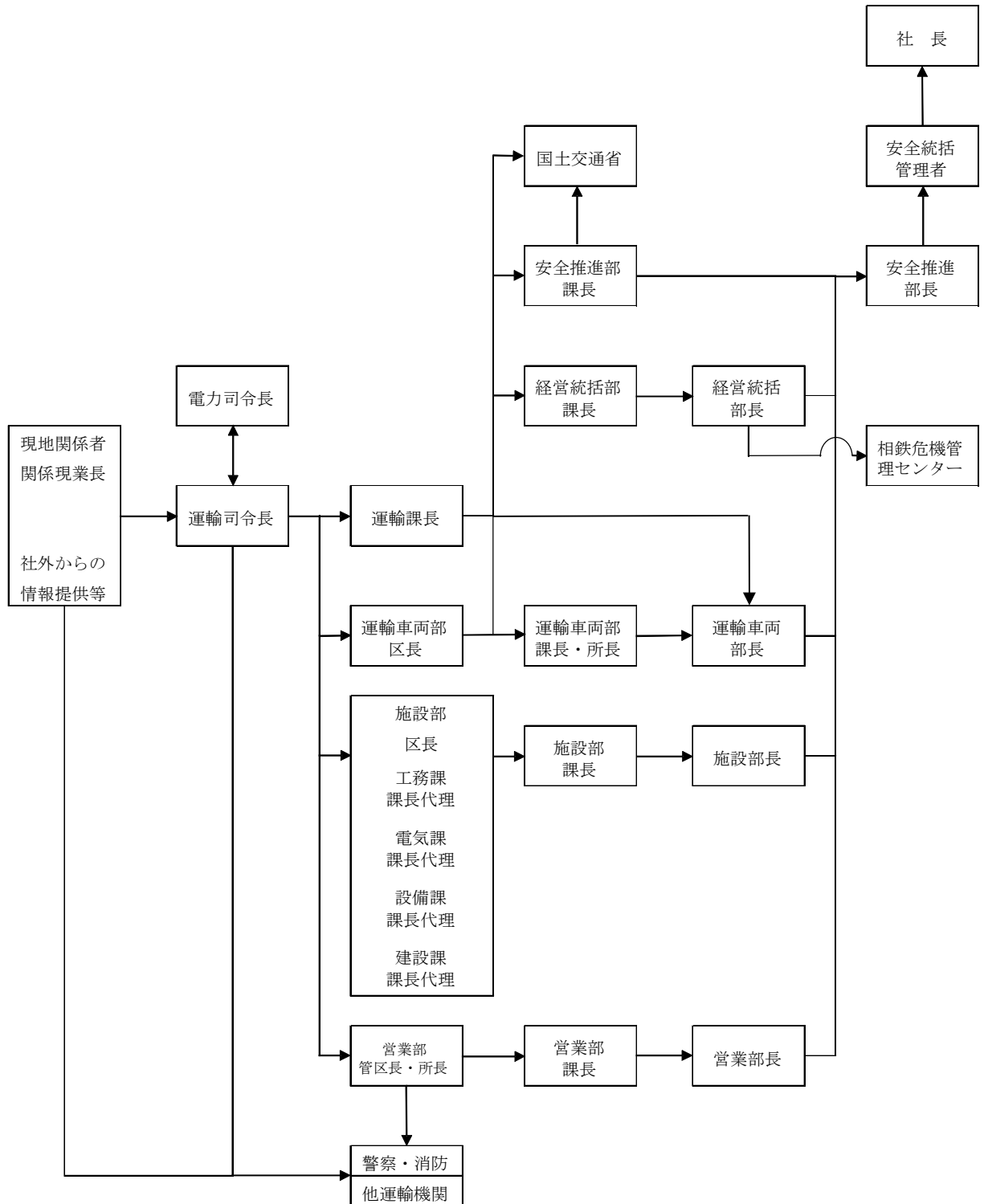
(3) 情報連絡に関する計画

事故・災害に係る情報伝達系統は次による。

- (ア) 対策本部が設置されるまでの間の情報伝達系統は、別表7-1のとおりとする。
- (イ) 対策本部が設置された場合の情報伝達系統は、別表7-2のとおりとする。

別表 7 - 1

対策本部が設置されるまでの情報伝達系統

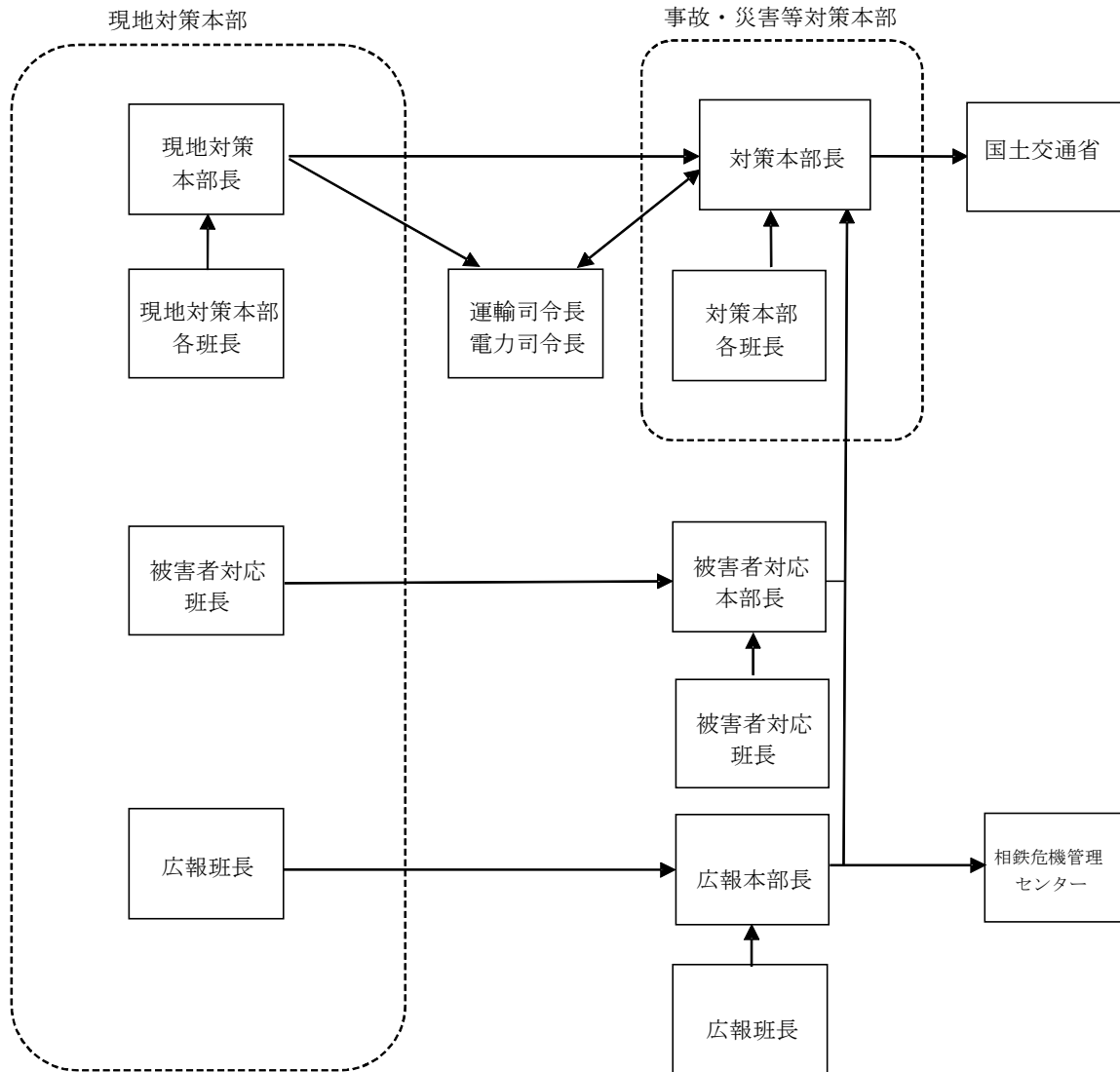


※情報共有メールによる情報伝達については、別に定める「事故・災害等に関する報告及び情報開示ガイドライン」により行うものとする。

※現業長間では情報を水平展開し、相互に連絡を取り合うものとする。

※列車運行上の指令は運転取扱実施基準に定める運転指令系統に基づき、運輸司令長が行うものとする。

対策本部が設置された場合の情報伝達系統



(4) 地震発生時の運転取扱い計画

別表のとおり鉄道係員に対し、各震度階別に「地震の場合の運転取扱基準」を定め、地震発生時に速やかに対処する。

(5) 救援、救護に関する計画

災害発生状況、死傷者の有無、被害の程度等現地からの報告により、その状況に応じて次により行う。

(ア) 警察署・消防署及び救急医療機関等へ出動を要請する。

(イ) 事故・災害等対策規則に基づく被害者対応班を出動させる。

(6) 他の機関との相互協力に関する計画

他輸送機関との連絡を密にし、振替輸送等相互に協力する。

(7) 事故・災害等の復旧措置

(ア) 復旧作業に当たり、被害状況、工事の難易度及び運転開始による効果の大きさを勘案

- し、復旧工事の計画を策定するものとする。
- (イ) 応急復旧工事について、あらかじめ関係する取引先と協議し、事故・災害等の発生時に必要な資機材及び要員が確保できるよう必要な措置を講じておかなければならない。
- (ウ) 復旧のための資機材について、常に使用できるよう整備しておくとともに、復旧要員の出勤計画をたて、緊急出動できる体制を確立しておかなければならない。
- (8) 旅客の応急輸送対策
- (ア) 災害の状況により異常時ダイヤ、又は地震ダイヤを適用して輸送の確保を図る。
- (イ) 事故・災害等の発生により代替輸送を必要とする場合は、別に定める「バスによる代替輸送の実施方法」に基づくものとする。

別 表

「地震の場合の運転取扱基準」

| 運 輸 司 令 長 | |
|-----------|--|
| 震度4の場合 | <p>(1) 速やかに列車を停止させる指令をする。</p> <p>(2) 駅長及び乗務員に対して、観測区域内は注意運転開始の指令をする。</p> <p>(3) 観測区域内の駅長に対して停車場構内の点検を指令する。</p> <p>(4) 駅長より停車場構内に異常がないことを確認するとともに、観測区域を最初に運転する列車の運転士に対して停車場間ごとに異常がないことを確認したのち、注意運転解除の指令をする。</p> |
| 震度5弱の場合 | <p>(1) 速やかに列車を停止させる指令をする。</p> <p>(2) 運輸車両部・施設部現業長に観測区域内、駅長に停車場構内の点検を指令する。</p> <p>(3) 停車場間に停止している列車があるときは、当該列車の運転士に対して最寄り停車場まで移動の指令をする。</p> <p>(4) 前号によれず、停車場間に停止している列車があるときは、駅長及び乗務員に対して当該列車の乗客の避難誘導を指令する。</p> <p>(5) 観測区域内の駅長及び工務現業長または電気現業長からの報告により、観測区域内に異常のないことを確認した場合は、注意運転開始の指令をする。</p> <p>(6) 工務現業長及び電気現業長の双方から異常のないことの報告を受けたときは、注意運転解除の指令を行う。ただし、余震が続くなど特に注意を要する地震であると認められるときは、別途速度を指定する。</p> |
| 震度5強以上の場合 | <p>(1) 速やかに列車を停止させる指令をする。</p> <p>(2) 運輸車両部・施設部現業長に対して観測区域内の点検を指令する。この場合停車場間に停止している列車があるときは、当該区間の点検方について協議する。</p> <p>(3) 駅長及び乗務員に対して停車場間に停止している列車の乗客の避難誘導を指令する。ただし、工務現業長又は電気現業長から停車場間に停止している列車と最寄り停車場との間に異常がないことの報告を受けたときは、当該列車の運転士及び駅長に対して最寄り停車場まで移動の指令をする。</p> <p>(4) 観測区域内の駅長に対して停車場構内の点検を指令する。</p> <p>(5) 観測区域内の駅長及び工務現業長または電気現業長からの報告により、観測区域内に異常のないことを確認した場合は、注意運転開始の指令をする。</p> <p>(6) 工務現業長及び電気現業長の双方から異常のないことの報告を受けたときは、注意運転解除の指令を行う。ただし、余震が続くなど特に注意を要する地震であると認められるときは、別途速度を指定する。</p> |

| | 駅 長 |
|-----------|---|
| 震度4の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 走行中の列車を認めたときは停止させるとともに、停止中の列車は運転を見合わせる旨通告する。 (2) 運輸司令長より注意運転開始指令を確認するとともに、停車場構内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。 (3) 到着した列車の運転士から停車場間の異常報告を受けたときは、運輸司令長に報告する。 |
| 震度5弱の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 走行中の列車を認めたときは停止させるとともに、停止中の列車は運転を見合わせる旨通告する。 (2) 停車場構内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。 (3) 停車場間に停止している列車の乗客の避難誘導を指令されたときは、当該列車の乗務員と協力して最寄り停車場または安全な箇所に避難誘導する。 (4) 到着した列車の運転士から停車場間の異常報告を受けたときは、運輸司令長に報告する。 |
| 震度5強以上の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 走行中の列車を認めたときは停止させるとともに、停止中の列車は運転を見合わせる旨通告する。 (2) 停車場間に停止している列車の乗客の避難誘導を指令されたときは、当該列車の乗務員と協力して最寄り停車場または安全な箇所に避難誘導する。 (3) 停車場構内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する (4) 到着した列車の運転士から停車場間の異常報告を受けたときは、運輸司令長に報告する。 |

| | 運 転 士 |
|---------|---|
| 震度4の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震自動通報を受報するか、運輸司令長又は駅長から通告があったとき、あるいは感知したときは、速やかに列車を停止させ、必要に応じてパンタを降下させる。 (2) 注意運転開始の指令を受けたときは、観測区域内は 25km/h 以下で運転を行う。尚、運転の途中で異常を認めたときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の最寄り停車場の駅長に報告する。 (3) 注意運転解除の指令を受けたときは、所定の速度に復する。 |
| 震度5弱の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震自動通報を受報するか、運輸司令長の指令または駅長の通告があったとき、あるいは感知したときは速やかに列車を停止させ、必要に応じてパンタを降下させる。 (2) 最寄り停車場までの移動の指令を受けたときは、列車を移動させる。尚、運転の途中で異常を認めたときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の停車場の駅長に報告する。 (3) 最寄り停車場までの移動ができず、乗客の避難誘導の指令があったときは車掌及び駅係員が行う作業に協力する。 (4) 注意運転開始の指令を受けたときは、指定された速度で注意運転する。尚、運転の途中で異常を認めたときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の最寄り停車場の駅長に報告する。 (5) 注意運転解除の指令を受けたときは所定の速度に復する。ただし、運転速度を指令されたときは、指定された速度で運転する。 |

| | |
|-----------|---|
| 震度5強以上の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震通報を受報するか、運輸司令長の指令または駅長の通告があったとき、あるいは感知したときは速やかに列車を停止させ、必要に応じてパンタを降下させる。 (2) 最寄り停車場までの移動の指令を受けたときは、列車を移動させる。尚、移動の途中で異常を認めるときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の最寄り停車場の駅長に報告する。 (3) 乗客の避難誘導の指令があったときは、車掌及び駅係員が行う作業に協力する。 (4) 注意運転開始の指令を受けたときは、指定された速度で注意運転を行う。尚、運転の途中で異常を認めるときは、速やかに列車を停止させ、運輸司令長又は前方の最寄り停車場の駅長に報告する。 (5) 注意運転解除の指令を受けたときは、所定の速度に復する。ただし、運転速度を指定されたときは、指定された速度で運転する。 |
|-----------|---|

| 車 掌 | |
|-----------|--|
| 震度4の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 停止後、その旨旅客に対し放送する。 (2) 注意運転開始の指令があったときは、注意運転する旨放送する。 (3) 注意運転解除の指令があったときは、その旨放送する。 |
| 震度5弱の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 停止後、その旨乗客に対し放送する。 (2) 観測区域内を点検する旨及び運輸司令長から別途指示があったときは、その旨放送する。 (3) 最寄り停車場まで移動の指示があったときは、その旨放送する。 (4) 最寄り停車場までの移動ができず、乗客の避難誘導の指令を受けたときはその旨放送し、運転士及び駅係員と協力して最寄り停車場又は安全な箇所へ避難誘導を行う。 (5) 注意運転開始の指令があったときは、観測区域内は注意運転する旨放送する。 (6) 注意運転の速度変更の指令があったときは、その旨放送する。 (7) 注意運転解除の指令があったときは、その旨放送する。ただし、運転速度の指定があったときは、その旨放送する。 |
| 震度5強以上の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 停止後、その旨乗客に対し放送する。 (2) 観測区域内を点検する旨及び運輸司令長から別途指示があったときは、その旨放送する。 (3) 最寄り停車場まで移動の指令があったときは、その旨放送する。 (4) 最寄り停車場までの移動ができず、乗客の避難誘導の指令を受けたときはその旨放送し、運転士及び駅係員と協力して最寄り停車場又は安全な箇所へ避難誘導を行う。 (5) 注意運転開始の指令があったときは、観測区域内は注意運転する旨放送する。 (6) 注意運転解除の指令があったときは、その旨放送する。ただし、運転速度の指定があったときは、その旨放送する。 |

| 運輸車両部・施設部現業長 | |
|--------------|--|
| 震度4の場合 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転に支障があるときは、その旨運輸司令長に報告する。 (2) 観測区域内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。 (3) 被害が発生した場合は、早期復旧に努める。 |

| | |
|-----------|--|
| 震度5弱の場合 | <p>(1) 観測区域内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。</p> <p>(2) 被害が発生した場合は、早期復旧に努める。</p> |
| 震度5強以上の場合 | <p>(1) 観測区域内の点検を行い、異常の有無を運輸司令長に報告する。この場合、運輸司令長と優先して点検する区間について協議する。</p> <p>(2) 被害が発生した場合は、早期復旧に努める。</p> |

7 株式会社小田急箱根

(1) 計画の目的

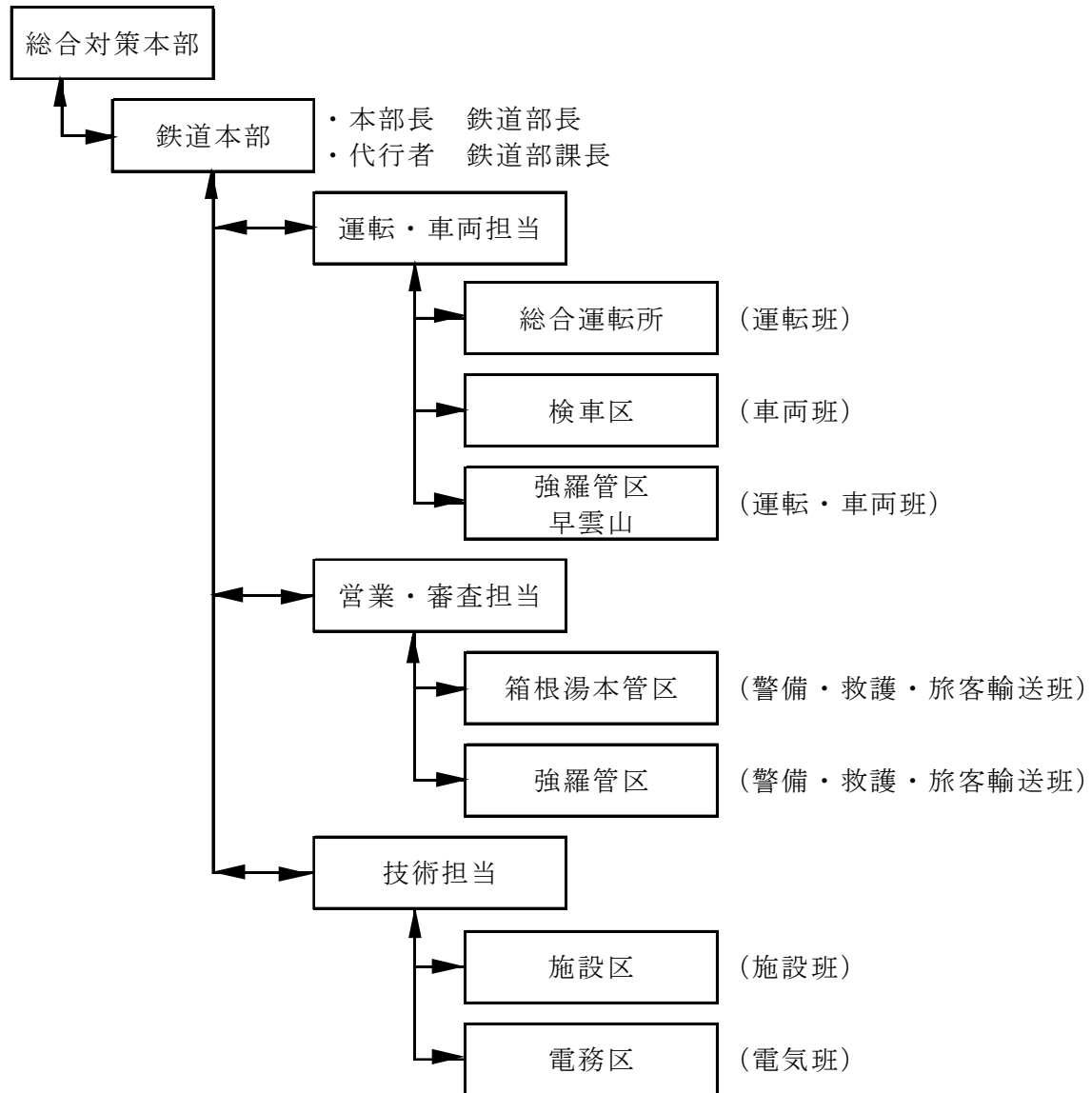
この計画は地震に関する災害予防、災害応急対策および災害復旧について定め、旅客の生命、身体を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。

(2) 地震災害対策組織

総合対策本部が設置された場合、事業継続計画（BCP）に基づき、鉄道本部を設置する。

鉄道本部が設置されるまでは、鉄道線は総合運転所長、鋼索線は強羅管区長に報告し指令を受ける。

BCP 報告・伝達系統図



※ 災害復旧の状況に応じ、指令系統を鉄道線は総合運転所長
鋼索線は強羅管区長からの指令に切替える。

(3) 地震時の初動措置

①総合運転所長の取扱い

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>震度 4 地震 終息 後</p> | <p>① 駅長に対し、列車一旦停止手配と駅構内の異状の有無を確認するよう指令する。 ② 異状なしを確認後、乗務員に対し注意運転および運転再開時の速度指定を指令する。 (運転再開時の速度指定) 小田原 ~ 箱根湯本 間・・・25 km/h 以下 箱根湯本 ~ 強 羅 間・・・20 km/h 以下 ※ 乗務員の報告により、その区間の運転に支障がない旨を認められたときは、順次速度指定を解除する。 ③ 状況に応じ、乗務員に対し旅客の避難誘導また施設区長・電務区長に対し巡回点検を指令する。</p> |
|-------------------------------------|--|

| | |
|-------------------------|---|
| 震度 5弱 地震終息後 | <p>① 関係者に対し、列車停止手配と構内・線路・構造物・電線路の点検を要請する。</p> <p>② 停車場間に停止した列車の乗務員に対し、旅客を駅または安全な場所へ避難誘導することを指令する。なお、旅客救済のため、駅施設・架線電圧・進路・信号現示・車両に異状がないことが確認できるときは、注意運転のうえ15 km/h以下で最寄り駅まで運転させることができる。この場合、駅長および施設区長、電務区長に対し、その旨を通告する。</p> <p>③ 運転再開の時機は、係員の徒歩またはATカートによる点検により、当該区間に支障がないと認められた場合とする。なお、必要により試運転列車による安全確認を行う。</p> <p>※ 試運転列車を運転する場合、または試運転列車を運転しないで最初に営業運転する列車の速度を次のとおり指定する。 小田原～箱根湯本間・・・25 km/h以下 箱根湯本～強羅間・・・20 km/h以下</p> <p>※ 乗務員の報告により、その区間の運転に支障がない旨を認められたときは、順次速度指定を解除する。</p> |
| 震度 5強 以上 地震終息後 | <p>① 関係者に対し、列車停止手配と構内・線路・構造物・電線路の点検を要請する。</p> <p>② 停車場間に停止した列車の乗務員に対し、旅客を駅または安全な場所へ避難誘導することを指令する。なお、旅客救済のため、駅施設・架線電圧・進路・信号現示・車両に異状がないことが確認できるときは、注意運転のうえ10 km/h以下で最寄り駅まで運転させることができる。この場合、駅長および施設区長、電務区長に対し、その旨を通告する。</p> <p>③ 運転再開の時機は、係員の徒歩またはATカートによる点検により、当該区間に支障がないと認められた場合とする。なお、必要により試運転列車による安全確認を行う。</p> <p>※ 試運転列車を運転する場合、または試運転列車を運転しないで最初に営業運転する列車の速度を次のとおり指定する。 小田原～箱根湯本間・・・20 km/h以下 箱根湯本～強羅間・・・15 km/h以下</p> <p>※ 乗務員の報告により、その区間の運転に支障がない旨を認められたときは、順次速度指定を解除する。</p> |

②乗務員の取扱い

| | |
|------------------|--|
| 震度 4 地震終息後 | <p>① 車掌は、旅客に対し適切な車内放送を行う。</p> <p>② 総合運転所長より運転再開の指示があったときは、指定された速度以下で注意運転を行い、その区間の状況を総合運転所長または駅長に報告する。 小田原～箱根湯本間・・・25 km/h以下 箱根湯本～強羅間・・・20 km/h以下</p> <p>③ 列車の運転再開後、列車の運転に支障がある旨を認められたときは、列車を停止させ、総合運転所長にその状況を報告する。</p> <p>④ 総合運転所長より旅客の避難誘導の指示があった場合、乗務員相互に協力して転動防止手配を行い、併発事故の防止と旅客の混乱防止に努めるとともに、落石・鉄道施設の落下物、倒壊に注意する。駅構内にあっては駅長の指示に従う。</p> |
|------------------|--|

| | |
|-------------------------|--|
| 震度 5弱 地震終息後 | <p>① 車掌は、旅客に対し適切な車内放送を行う。</p> <p>② 総合運転所長の指示により旅客救済のため、駅施設・架線電圧・進路・信号現示・車両に異状がないことが確認できるときは、注意運転のうえ15km/h以下で最寄り駅まで運転する。</p> <p>③ 総合運転所長より停車場間に停車している列車の旅客の避難誘導を指令された場合、乗務員相互に協力して転動防止手配を行い、併発事故の防止と旅客の混乱防止に努めるとともに、落石・鉄道施設の落下物、倒壊に注意する。駅構内にあっては駅長の指示に従う。ただし、総合運転所長の指示を受けられない場合でも、必要により自らの判断で旅客の避難誘導を行う。</p> <p>④ 総合運転所長より運転再開の指示を受け、試運転を行わない区間を最初に運転する列車は、下記の指定速度以下で注意運転を行い、その区間の状況を総合運転所長または駅長に報告する。 小田原～箱根湯本間・・・25km/h以下 箱根湯本～強羅間・・・20km/h以下</p> <p>⑤ 列車の運転再開後、列車の運転に支障がある旨を認めるときは、列車を停止させ、総合運転所長にその状況を報告する。</p> |
| 震度 5強 以上 地震終息後 | <p>① 車掌は、旅客に対し適切な車内放送を行う。</p> <p>② 総合運転所長の指示により旅客救済のため、駅施設・架線電圧・進路・信号現示・車両に異状がないことが確認できるときは、注意運転のうえ10km/h以下で最寄り駅まで運転する。</p> <p>③ 総合運転所長より停車場間に停車している列車の旅客の避難誘導を指令された場合、乗務員相互に協力して転動防止手配を行い、併発事故の防止と旅客の混乱防止に努めるとともに、落石・鉄道施設の落下物、倒壊に注意する。駅構内にあっては駅長の指示に従う。ただし、総合運転所長の指示を受けられない場合でも、必要により自らの判断で旅客の避難誘導を行う。</p> <p>④ 総合運転所長より運転再開の指示を受け、試運転を行わない区間を最初に運転する列車は、下記の指定速度以下で注意運転を行い、その区間の状況を総合運転所長または駅長に報告する。 小田原～箱根湯本間・・・20km/h以下 箱根湯本～強羅間・・・15km/h以下</p> <p>⑤ 列車の運転再開後、列車の運転に支障がある旨を認めるときは、列車を停止させ、総合運転所長にその状況を報告する。</p> |

③ 駅長の取扱い

| | |
|------------------|--|
| 震度 4 地震終息後 | <p>① 停車場に停車中の列車の出発を見合わせるとともに、総合運転所長の指示を受け、この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。</p> <p>② 総合運転所長に対し、駅構内の異状の有無を報告する。</p> <p>③ 人的損傷を認めるときは、速やかに消防署に救急車の手配を行うとともに、必要に応じ警察署に出動要請する。</p> <p>④ 構造物・線路等に異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに列車の停止手配を行うとともに総合運転所長および隣接駅長に報告する。</p> <p>⑤ 運転再開後、到着した列車の乗務員より運転した区間の支障の有無を報告された場合は総合運転所長にその旨を報告する。</p> |
|------------------|--|

| | |
|-----------------------------|---|
| 震度 5弱 地震 終息後 | <p>① 停車場に停車中の列車の出発を見合わせるとともに、総合運転所長の指示を受ける。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。</p> <p>② 総合運転所長に対し、駅構内の異状の有無を報告する。</p> <p>③ 人的損傷を認めたときは、速やかに消防署に救急車の手配を行うとともに、必要に応じ警察署に出動要請する。</p> <p>④ 構造物・線路等に異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに総合運転所長および隣接駅長に報告する。</p> <p>⑤ 構内放送等により旅客の動揺、混乱防止に努めるとともに、ホームおよび駅停車中の列車の旅客を安全な場所へ避難誘導する。(改札口の解放)</p> <p>⑥ 総合運転所長より停車場間に停車している列車の旅客の救出および避難誘導を指示された場合、係員を派遣する。</p> <p>⑦ 旅客救済のため最寄り駅に到着した列車の旅客を安全な場所へ避難誘導する。また、列車の乗務員から運転した区間の支障の有無を報告された場合は総合運転所長にその旨を報告する。</p> <p>⑧ 総合運転所長より運転再開の指令があったときは、列車運転に対する指示事項を確実に乗務員に伝達する。</p> |
| 震度 5強 以上 地震 終息後 | <p>① 停車場に停車中の列車の出発を見合わせるとともに、総合運転所長の指示を受ける。この場合、通過列車であっても臨時に停止させる。</p> <p>② 総合運転所長に対し、駅構内の異状の有無を報告する。</p> <p>③ 人的損傷を認めたときは、速やかに消防署に救急車の手配を行うとともに、必要に応じ警察署に出動要請する。</p> <p>④ 構造物・線路等に異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに総合運転所長および隣接駅長に報告する。</p> <p>⑤ 構内放送等により旅客の動揺、混乱防止に努めるとともに、ホームおよび駅停車中の列車の旅客を安全な場所へ避難誘導する。(改札口の解放)</p> <p>⑥ 総合運転所長より停車場間に停車している列車の旅客の救出および避難誘導を指示された場合、係員を派遣する。</p> <p>⑦ 旅客救済のため最寄り駅に到着した列車の旅客を安全な場所へ避難誘導する。また、列車の乗務員から運転した区間の支障の有無を報告された場合は総合運転所長にその旨を報告する。</p> <p>⑧ 総合運転所長より運転再開の指令があったときは、列車運転に対する指示事項を確実に乗務員に伝達する。</p> |

④施設区長・電務区長・検車区長の取扱い

| | |
|-----------------------|--|
| 震度 4 地震 終息後 | <p>① 列車の運転に支障がある旨を認めたときは、総合運転所長に報告する。</p> <p>② 総合運転所長より点検の要請があった場合、徒歩やATカートによる巡回点検または、添乗巡回点検を実施する。</p> |
| 震度 5弱 地震 終息後 | <p>① 列車の運転に支障がある旨を認めたときは、総合運転所長に報告する。</p> <p>② 総合運転所長の要請により、施設区長・電務区長は全線の点検を2人1組、徒歩点検を基本とし計画する。なお、ATカートを使用することもできる。点検方法等については、総合運転所長と打合せる。</p> <p>③ 点検は目視にて、軌道の状態、構造物(橋梁・トンネル・擁壁など)の状態、落石・倒木・家屋倒壊・土砂崩壊による線路支障・電線路構造物の状態など、異状の有無を確認する。なお、工事中の箇所は特に重点的に点検する。また、異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに総合運転所長に報告する。</p> <p>④ 旅客救済のため、注意運転のうえ15km/h以下で最寄り駅まで運転させる旨の報告を受けたときは、当該列車が最寄り駅に到着した後でなければ、点検を開始してはならない。</p> <p>⑤ 徒歩またはATカートによる点検の結果を総合運転所長に報告する。点検終了後、必要により試運転列車による安全確認を行う。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 震度5強以上 地震終息後 | <p>① 列車の運転に支障がある旨を認めるときは、総合運転所長に報告する。</p> <p>② 総合運転所長の要請により、施設区長・電務区長は全線の点検を2人1組、徒歩点検を基本とし計画する。なお、ATカートを使用することもできる。点検方法等については、総合運転所長と打合せる。</p> <p>③ 点検は目視にて、軌道の状態、構造物（橋梁・トンネル・擁壁など）の状態、落石・倒木・家屋倒壊・土砂崩壊による線路支障・電線路構造物の状態など、異状の有無を確認する。なお、工事中の箇所は特に重点的に点検する。また、異状を認め、列車運転が不可能と判断したときは、直ちに総合運転所長に報告する。</p> <p>④ 旅客救済のため、注意運転のうえ10km/h以下で最寄り駅まで運転させる旨の報告を受けたときは、当該列車が最寄り駅に到着した後でなければ、点検を開始してはならない。</p> <p>⑤ 徒歩またはATカートによる点検の結果を総合運転所長に報告する。点検終了後、必要により試運転列車による安全確認を行う。</p> |
|-----------------|--|

(4) 防災教育訓練

- ① 鉄道部長は、被害想定を踏まえた地震防災応急対策および地震災害時に必要な教育訓練を年1回以上実施する。
- ② 各職場は、関係機関で実施する防災訓練に積極的に参加し、地震災害防止に関する知識の向上を図る。

(5) 各施設の点検および耐震性の確保

- ① 建築物、構造物、設備等の耐震性の確保
社内制定の鉄道技術実施基準、鉄道土木施設整備心得等により定期的に検査を実施し、健全性の確保に努めるものとする。
- ② 電気施設の点検
社内制定の鉄道技術実施基準、運転保安設備整備心得、電力関係設備整備心得等により定期的に検査を実施し、健全性の確保に努めるものとする。

8 伊豆箱根鉄道株式会社

(1) 基本方針

旅客並びに運転の安全の確保を図り、災害による被害の軽減と速やかな復旧による輸送機関としての社会的責任を果たす。

(2) 動員計画

- ア 職場に常備された緊急時連絡系統図及び駅勢圏職員名簿並びに技術員緊急時連絡体制表により迅速に行うものとする。
- イ 運転指令者は地震計による震度により判断し電力指令と協力し関係者に通告する。
- ウ 地震を感知した場合、関係者は昼夜にかかわらず招集または自己判断により定められた職場、又は箇所に集合し、参集について運転指令者または職場長に報告する。

(3) 職員の参集と情報の収集

- ア 運転指令者は、電力指令者及び関係職場長との連絡を密にし、参集人員の把握、点検警戒体制の確認を行うとともに適切な指示を行って、情報の収集等の整理に努めなければならない。
- イ 保線区長・電気区長は直ちに、別に定める点検警戒担当区域に係員を派遣して異常の有無を、また駅長と協力して地震に関する情報と必要事項の報告をする。
ただし、震度が判明した場合は、その震度に応じて、点検箇所の指定を行うものとし、運転に支障する被害が生じた場合は、現地対策班の設置または対策本部設置について具申する。
- ウ 運輸係員は、定められた駅・区に参集後は責任者を選定し、技術係員と協力し被害状況の収集及び旅客の案内、運転方についての対応を行う。

(4) 地震時の初動措置

- ア 初動時における震度は、当社地震計によるものを基準とし、テレビ・ラジオ等公共

機関から発表された震度が判明した場合、運転指令者が比較し震度の大きいものを適用して指令する。

イ 運転指令者及び駅・区長は、強い地震（震度4以上）を感知したときは、直ちに列車を停止させる手配をとり、必要に応じて電力指令者と打合せわせて停電の手配を行う。

ウ 運転指令者からの伝達は、原則として列車無線または、一斉放送によるので列車無線設置駅（箇所）は直ちに列車無線を開局して以後の指令に備えるものとする。

エ 管区長は、無人駅へ係員の派遣を行い、点検警戒箇所報告、最寄駅集合体制及び旅客の案内に支障のないようにしなければならない。

オ 駅長は、最寄駅集合体制、技術員緊急連絡体制により参集した係員についての点検警戒等の指示または報告体制を万全にし、運転指令者または区長との連絡を密にしなければならない。この場合、参集者が上長であるときは責任者を選定する。

カ 区長は、震度に基づく点検を指示し、点検警戒箇所の異常の有無を確認する手配を行う。

(5) 運転方及び点検方の基準

地震初動時の運転方及び点検方の基準は、次のとおりとする。

この場合、運転規制の解除については、余震のないこと及び異常のないことを運転指令者が確認した後とする。

| 震 度 | 計測震度 | 運 転 方 | 点 検 方 |
|---|---------|--|---|
| 3 以下 | 3.4以下 | 正常運転 | |
| 4 | 3.5～4.4 | 一旦停止 区間初列車 25km/h以下の運転 区間次列車 45km/h以下の運転 重点箇所点検終了後 正常運転 | (運転と併行) 計測震度 3.5～3.9 重点箇所点検 ※1 計測震度 4.0～4.4 重点箇所点検 ※1・2 |
| 5 弱 | 4.5～4.9 | 緊急停止・運転停止 (全列車点検終了まで停止) | 全線区点検 |
| 5 強 | 5.0～5.4 | 全線路・構造物点検終了後 区間初列車 25km/h以下の運転 以後、正常運転 | (列車停止区間最優先) |
| 6 弱・6 強 (5.5～6.4) ・7 (6.5以上) の地震が発生した場合の運転・点検方については、震度5 (計測震度4.5～5.4) と同じ | | | |

注 重点点検箇所 (※1・2) は、異常時点検警戒区域表による。

9 江ノ島電鉄株式会社

地震・津波

【地震】

(地震発生時の取扱)

地震が発生したとき運転司令者は、次のとおり取扱わなければならない。

(1) 地震計により震度4以上のときは、全列車等に一旦停止を指令し関係箇所に点検を要請する。

- (2) 関係箇所より異常のない旨の報告を受けたのち、運転士に対して注意運転を指令する。
- (3) 注意運転ののち、異常のない旨の報告を受けてから、平常運転に復する。
- (4) 地震が発生してから継続的に地震に関する情報を収集する。

2. 地震が発生したとき施設区長は、運転司令者からの要請があったとき線路の巡回点検をして設備状況および列車等の運転規制に関してその必要の有無を運転司令者に報告するものとする。

3. 地震が発生したとき乗務員は、次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 運転士および車掌は、運転中に強い地震を感知し列車等の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止または列車の出
- (2) 前号により列車等を停止させるときは、停止位置がトンネル内、崖付近、高架および橋梁および車両の入換えを見合わせて、運転司令者の指令を受ける。梁上あるいは橋梁下のようなときは、安全と思われる場所に列車等を移動する。

4. 地震が発生したとき駅長は、運転司令者より地震のため点検の依頼を受けたときは、速やかに構内における支障の有無を確認して運転司令者に報告するものとする。

【参考】目測による震度

| 震度 | 名称 | 解説 |
|----|----|---|
| 0 | 無感 | 人体に感じられないで、地震計に記録される程度の地震。 |
| 1 | 微震 | 静止している人や、特に注意深い人だけに感ずる程度の地震。 |
| 2 | 軽震 | 大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度の地震。 |
| 3 | 弱震 | 家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊下げ物が相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震。 |
| 4 | 中震 | 家屋の動揺が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛出す程度の地震。 |
| 5 | 強震 | 壁に割れ目が入り、墓石、石灯籠が倒れたり、煙突、石垣等が破損する程度の地震。 |
| 6 | 烈震 | 家屋が倒壊し、山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人々は立っていることができない程度の地震。 |
| 7 | 激震 | ほとんどの家屋が倒壊し、山崩れ、地割れ、断層等を生ずる地震。 |

【津波】

(津波による影響のある区間)

津波による影響のある区間は、藤沢駅から鎌倉駅間の全線とするものとする。

- (1) 駅長、乗務員および関係箇所に列車無線や電話等により、警戒態勢に備えるよう指令すること。
- (2) 運転士に対しては周囲の状況、線路等に注意して運転するよう指令すること。

2. 前項第2号による指令を受けた運転士は、周囲の状況に注意して運転するとともに、線路等に異常を認めたときには直ちに列車等を停止させ、運転司令者に報告しなければならない。

【参考】津波に関する警報・注意報の分類

| 警報・注意報の分類 | 解説 |
|-----------|---------------------------------|
| 大津波警報 | 3メートルより高い津波が予想されるとき。 |
| 津波警報 | 1メートルより高く、3メートル以下の津波が予想されるとき。 |
| 津波注意報 | 20センチメートル以上、1メートル以下の津波が予想されるとき。 |

(大津波警報または津波警報が発令された場合の運転司令者の取扱)

大津波警報または津波警報が発令されたとき、運転司令者は、次のとおり取扱わなければならない

ない。

- (1) 列車無線にて各列車に対し、最寄り停車場での列車抑止および旅客避難誘導指令を行うこと。
ただし、津波到達予想時刻までいとまがある場合は、旅客に対して避難を促す案内を行ったのち、運転を見合わせることにする。
- (2) 電話等にて駅長に対し、最寄り停車場での列車抑止および旅客避難誘導指令を行うこと。
- (3) 列車が駅間での停車を余儀なくされた場合は、その乗務員に対して旅客の降車指令を行うとともに、列車の留置および旅客避難誘導指令を行うものとする。

2. 旅客避難誘導指令を行った全乗務員から、避難準備完了報告を受けた運転司令者は、直ちに指定避難場所へ避難すること。ただし、津波来襲によりいとまのない場合においては、全乗務員からの避難準備完了報告の確認を省略し、避難するものとする。

(大津波警報または津波警報が発令された場合の電力司令者の取扱)

大津波警報または津波警報発令情報を受けた電力司令者は、全列車抑止を確認したのち、全変電所の直流送電を停止させなければならない。ただし、津波来襲によりいとまがない場合においては、これを省略する。

(大津波警報または津波警報発令および旅客避難誘導指令を受けた乗務員の取扱)

運転司令者から大津波警報または津波警報発令および旅客避難誘導指令を受けた乗務員は、次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 最寄り停車場に停車後、直ちに旅客避難誘導準備を行うものとし、運転士については列車の留置作業を行い、いとまのない場合においては転動防止、車内鎖錠のみ行うこととする。車掌については、旅客避難誘導に努めること。
- (2) 駅係員が配置されている停車場に停車した場合においては、駅係員の避難誘導者とともに、また駅係員が配置されていない停車場に停車した場合においては、乗務員が最寄り避難場所、もしくはなるべく高所へ旅客を避難誘導する。
- (3) 避難誘導の際、旅客の中から協力者を確保できたときは、協力一致してそれを行うこと。
- (4) 避難完了後は対策本部へ連絡し、避難先では消防等関係機関の指示により行動すること。
- (5) 列車からの降車退避および避難誘導のときは、旅客の生命ならびに安全に対して全力を尽くして保護するように努めること。

2. 駅間での停車を余儀なくされた場合は、列車の留置、および旅客避難誘導を行うものとし、前項第3号から第5号までの取扱いをする。

3. 検車区構内において、入換作業を行っている乗務員は検車区長の指示に従うこと。

(大津波警報または津波警報発令および旅客避難誘導指令を受けた駅長の取扱)

運転司令者から大津波警報または津波警報発令および旅客避難誘導指令を受けた駅長は、直ちに旅客に対して情報を周知させるとともに次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 旅客避難誘導準備、駅施錠準備および駅舎内の電源ブレーカーを「切」にする。ただし、駅施錠および駅舎内の電源ブレーカーを「切」にするいとまがない場合においては、これを省略し旅客避難誘導を最優先とし、最寄りの避難場所、もしくはなるべく高所へ旅客を避難誘導すること。
- (2) 前条第1項第3号から第5号までの取扱いをする。
- (3) 駅長不在および駅係員無配置の停車場には、遠隔放送等を使用して旅客に状況と避難勧告の発令を知らせるものとする。

(大津波警報または津波警報発令を受けた検車区長の取扱)

運転司令者から大津波警報または津波警報発令を受けた検車区長は、次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 作業中の係員に対し、留置車両の電源遮断および転動防止を指示し、係員を避難させる。
- (2) 避難完了後、対策本部へ報告する。

(大津波警報または津波警報発令を受けた施設区長の取扱)

運転司令者から大津波警報または津波警報発令を受けた施設区長は、次のとおり取扱わなければならない。

- (1) 直ちに詰所の施錠を行い、最寄り避難場所に係員を避難させる。
- (2) 詰所を離れて作業を行っている係員には、直ちに最寄りの避難場所へ避難するように指示する。ただし、作業が停車場付近の場合は、駅係員、乗務員に協力して旅客避難誘導を行うよう指示すること。
- (3) 避難完了後、対策本部へ報告する。

(運転司令者と交信不能時の取扱)

駅長、乗務員および関係箇所より運転司令者との交信において、運転司令者への呼出しを3回行うも応答がなかった場合は、旅客および係員の生命ならびに安全に対して、最善と思われる取扱いをしなければならない。

10 湘南モノレール株式会社

(1) 災害対策組織

災害が発生した場合、被害を最小限に食い止め、旅客の安全を確保するため災害対策本部を本社に設置し、復旧および救援作業等の指示を行う。

(2) 応急対策実施項目

- ア 情報収集・伝達
- イ 施設点検、被害状況の把握
- ウ 応急輸送対策
- エ 応急復旧対策
- オ 緊急応援者の動員
- カ 指定工事者等の応援依頼

(3) 通信連絡体制

- ア 無線電話および社内専用電話を利用し、災害情報、応急活動等を連絡指示する。
- イ 緊急自動車（無線付）を災害地へ急派し連絡にあたる。

11 横浜市交通局(横浜市営地下鉄)

(1) 運転規制について

ア 地震が発生した場合の列車の運転取扱い

- (ア) 震度4の地震が発生した場合は、25km/h以下の注意運転をする。ATO運転中の列車運転士は、一旦停止し手動運転で注意運転を行う。
- (イ) 震度5弱の地震が発生した場合は、全列車停止させる。総合司令所長は震動停止後、各列車の運転士に先行列車の位置まで、25km/h以下の注意運転を指令する。
- (ウ) 震度5強の地震が発生した場合は、全列車停止させる。総合司令所長は振動停止後、駅間の運転士に最寄駅まで最徐行運転を指令する。保守係員の点検終了後、先行列車の位置まで25km/h以下の注意運転を指令する。
- (エ) 震度6弱以上の地震が発生した場合も停止後の措置については震度5強と同様。
- (オ) 早期地震警報システムにより震度5弱以上の高度利用者向け緊急地震速報を受信した場合は、全列車自動停止する。

イ 運転規制の解除

- (ア) 震度4の地震の震動が停止した後、運転士及び管区駅長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。
- (イ) 震度5弱の地震の震動が停止した後、乗務員及び管区駅長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。
- (ウ) 震度5強以上の地震の震動が停止した後、施設区長及び電気区長の点検結果によ

り、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。

ウ 運転士の対応

- (ア) 駅間に停止した列車は、総合司令所長から、最徐行による注意運転の指令を受けて最寄り駅に停止させる。
- (イ) 送電停止により駅間に停止した場合、総合司令所長に報告し、指示を受ける。
- (ウ) 停電等の理由により、長時間にわたって運転再開不能となった場合で、総合司令所長から、旅客を避難誘導する旨の指令があった時は、乗客を最寄り駅に誘導する。
- (エ) 運転士は、旅客に対して車内放送等により地震情報と列車の運転状況等を案内し、旅客の動揺、混乱を防止する。

(2) 応急活動について

震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期する。

ア 被害状況の把握

イ 負傷者の応急救護

ウ 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者等を優先する）、混乱防止と輸送状況の広報

エ 出火防止及び初期消火

オ 線路、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧

カ 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携

キ 応急輸送活動

12 株式会社横浜シーサイドライン

(1) 対策本部の設置

社長又は安全統括管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意思決定、情報の共有、及び伝達の迅速化を図り、お客さま対応、復旧作業、運行継続、及び広報対応等を総合的に実施するため、対策本部を設置する。

(1) 気象庁等より、横浜市に次のいずれかが発表されたとき

ア 津波警報、大津波警報

イ 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震）

ウ 南海トラフ地震に関する情報

(2) 司令区の防災監視盤に震度5が表示されたとき。司令区からの情報が取得できない場合は気象庁等より、横浜市（金沢区・磯子区）に震度5弱以上が発表されたとき

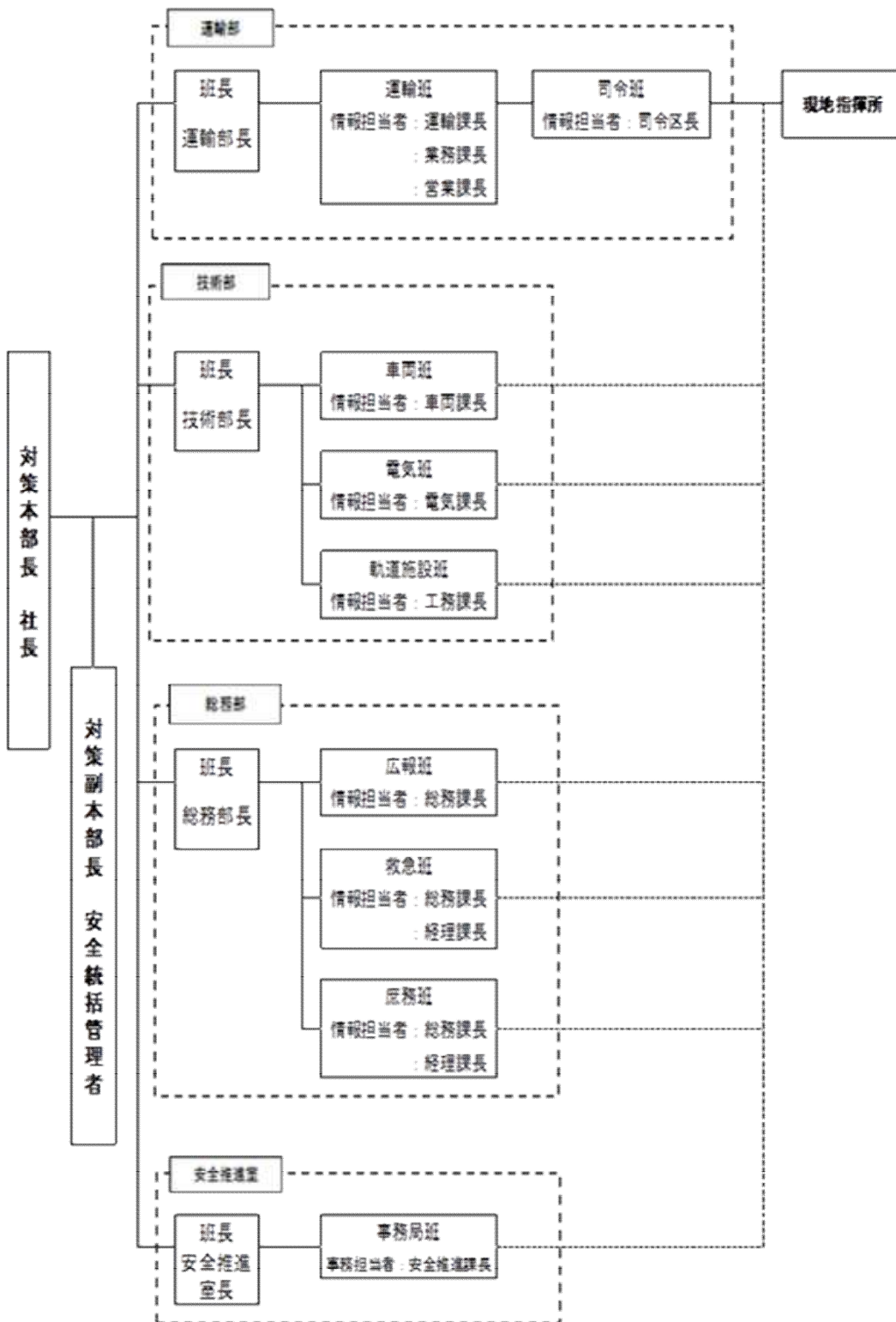
(2) 対策本部の組織

(1) 対策本部の組織は別表3を基本とし、必要に応じて調整する。また、対策本部長、対策副本部長又は各班長が指名した者を対策本部員とする。

(2) 社長が対策本部長を務めることができない場合は、対策副本部長、運輸部長、技術部長、総務部長、安全推進室長又は対策本部に最初に到着した各課長の順にその職務を代行する。

(3) 各部長等が班長を務めることができない場合は、対策本部長又は対策副本部長がこれを指名する。

(4) 各課長が情報担当者・事務担当者を務めることができない場合は、班長がこれを指名する。



(2) 初動処置

ア 司令区の処置

運輸・電力司令は、地震を感知したときは速やかに司令所の地震警報器により警報を確認し、第1次警報（震度4）以上であるときはその震度に応じて、次の処置を講じること。

- (1) 第1次警報（震度4）の場合
 - (ア) 地震発生時
 - a 直ちに全列車を停止させること。
 - b 震度を確認し、関係課・区に通報すること。
 - (イ) 地震終息後
 - a 全列車に係員を添乗させ毎時20キロメートル以下の速度とし線路の目視点検を指令すること。
 - b 運転再開を関係課・区に通報すること。
 - c 添乗係員からの報告により線路に支障がない旨を確認できたときは運転規制を解除し、正常運行の確保に努めること。
- (2) 第2次警報（震度5）の場合
 - (ア) 地震発生時
 - a 直ちに全列車を停止させ、き電停止すること。
 - b 震度を確認し、関係課・区に通報すること。
 - (イ) 地震終息後
 - a 駅間停止列車に係員の派遣を指令すること。
 - b 関係区に対し、速やかに社有自動車および歩行等により線路（橋脚、橋桁部含む）の点検を指示すること。
 - c 線路点検の結果は、各駅間ごとに異常の有無の報告を受けること。
 - d 全区間異常のないことを確認した後、対策本部および関係区長に送電する旨を通報し、安全確認を得た後、き電を再開すること。
 - e 線路点検担当者から列車の運転に支障がある旨の通報を受けたときは、その状況を把握し対策本部および関係区長に速やかに通報すること。また駅設備に支障がある場合も、対策本部および関係区長に通報すること。

イ 駅務区長の処置

駅務区長は、強い地震を感知したときまたは運輸・電力司令から第1次警報（震度4）以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて次の処置を講じ、その旨を逐次対策本部および運輸・電力司令に通報すること。

- (1) 第1次警報（震度4）の場合
 - (ア) 地震終息後
 - a 駅諸設備および構内諸設備の目視点検をすること。
 - b 運輸・電力司令の指令を受け係員を添乗させること。
- (2) 第2次警報（震度5以上）の場合
 - (ア) 地震終息後
 - a 運輸・電力司令の指令を受け、駅間停止列車に係員を派遣し、旅客の救出および避難誘導をさせること。
 - b 自動券売機および定期券発行機は停止し、改札口は開放すること。
 - c 旅客の動揺制止に努めるとともにホームおよび駅停車中の列車の旅客を改札機外へ誘導すること。
 - d 自駅および管内駅の諸設備の異常の有無を点検すること。
- (3) 通信が途絶した場合

運輸・電力司令との通信が途絶した場合は、直ちに第2次警報（震度5以上）の処置等臨機の処置をとること。
- (4) 旅客の避難誘導

旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱防止と秩序維持に努めるとともに、危険と思われるときは、安全な場所に避難誘導すること。また、負傷者を認めたときは、救急の手段に最善を尽くすこと。

ウ 保守担当責任者の処置

保守担当責任者は、強い地震を感知したとき、または運輸・電力司令から第1次警報

(震度4)以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、震度に応じて、次の処置を講じること。

(1) 第1次警報(震度4)の場合

(ア) 地震終息後

a 直ちに、添乗目視点検をすること。

(2) 第2次警報(震度5以上)の場合

(ア) 地震終息後

a 保守担当責任者は、運輸・電力司令の線路(橋脚、橋桁部含む)点検指令により、線路点検をすること。この場合は、原則として2人1組とし、社有自動車または歩行等で点検すること。また、無線機を携帯すること。

b 保守担当責任者は、線路点検担当者の人員を把握し、点検担当者が少数または不在の場合は、他の係員に応援を依頼して線路点検担当者を定め、職氏名を運輸・電力司令に報告すること。

c 線路点検担当者は、線路(橋脚、橋桁部含む)点検を行い、各駅間ごとに異常の有無を運輸・電力司令に通報すること。

エ 乗務中の運転員および添乗中の係員の処置

運転員または係員は強い地震を感知したとき、または運輸・電力司令から第1次警報(震度4)以上の地震が発生した旨の通報を受けたときは、次の処置を講ずること。

(1) 第1次警報(震度4)の場合

(イ) 地震発生時

a 運転員は、直ちに停止すること。

(ロ) 地震終息後

a 運転員は、運輸・電力司令の指令を受け運転を開始するときは、毎時20キロメートル以下の速度で線路等の状態および支障の有無を確認すること。

b 運転員または添乗した係員は、駅間ごとの異常の有無を運輸・電力司令に通報すること。

(2) 第2次警報(震度5以上)の場合

(イ) 地震発生時

a 運転員は、直ちに停止すること。

(ロ) 地震終息後

a 運転員および添乗中の係員は、状況により旅客を避難誘導すること。

b 運輸・電力司令の指令に従うこと。

オ お客さまへの案内

司令区長及び駅務区長は、事故、災害等が発生したときは係員を指揮し、放送設備及び掲示等により案内の徹底を図り、秩序の維持に努める。

カ 報道機関等への情報開示

総務課長は、事故、災害等が発生し、社会的に影響を及ぼすおそれのある場合は、対策本部長、対策副本部長及び総務部長と協議のうえ、適宜、関係行政機関との調整を図り、報道機関等へ情報を開示する。

緊急輸送道路管理マニュアル (抜粋)

(平成30年3月1日改訂)

神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

1 協議会規約

(省略)

2 道路情報の連絡体制

(1) 緊急輸送道路の管理者の体制及び道路パトロールの実施

ア 神奈川県内に地震が発生した場合、各緊急輸送道路の管理者（港湾管理者及び京浜河川事務所を含む。以下同じ。）は、その機関において定められた実施基準に基づき、道路（港湾管理者にあっては臨港道路、京浜河川事務所にあっては緊急河川敷道路。以下同じ。）パトロールを実施する。

イ 神奈川県内で震度5弱以上の地震（気象庁発表）が発生した場合、各道路管理者（その機関に災害対策本部（支部）が設置された場合は、その中で道路を担当する部門。以下同じ。）は、その機関の災害対策本部（支部）の設置状況、所在、最も有効な連絡手段及び連絡先等を相互に連絡する。

ウ 各港湾管理者（その機関に災害対策本部（支部）が設置された場合は、その中で臨港道路を担当する部門。以下同じ。）及び京浜河川事務所は、その関係する道路管理者（原則として、横浜港は横浜市・京浜河川事務所、川崎港は川崎市、横須賀港は横浜国道事務所、その他港湾は神奈川県。以下、「関係する道路管理者」という。）と上記の内容を相互に連絡する。また、神奈川県道路管理課へも連絡を行う。

(2) 道路情報の相互連絡

ア 各道路管理者は、把握した道路情報を相互に連絡する。

イ 各港湾管理者及び京浜河川事務所とその関係する道路管理者は、把握した道路情報を相互に連絡する。また、各港湾管理者及び京浜河川事務所は神奈川県道路管理課へも連絡を行う。

ウ 情報連絡にあたっては、電子メールを第一に活用するものとし、使用できない場合にはFAXを使用し、書面による連絡を原則とする。また、情報連絡を確実にを行うため、送信者は受信者へ着信確認を行う。

エ 連絡様式は、各機関で定められている様式とし、「緊急輸送道路ネットワーク図」に基づき、相互に路線名、区間、箇所等が把握できるように、その位置図を添付する。

(3) 道路情報の連絡内容及び連絡頻度

ア 各緊急輸送道路の管理者の情報連絡の基準は、気象庁発表の震度によるものとし、神奈川県内において、

(ア) 震度4の場合は、被害が生じたときに

(イ) 震度5弱以上の場合は、被害の有無にかかわらず連絡を行う。

イ 情報連絡の頻度は、発災後の第一報から、被害状況の判明に応じ、また、その後の応急復旧などの状況が変化した場合とする。

ウ 連絡内容

(省略)

(4) 道路情報の取りまとめ及び共有

ア 神奈川県県土整備局(災害対策本部が設置された場合は、神奈川県災害対策本部県土整備部。未設置の場合は神奈川県県土整備局道路部道路管理課。以下同じ)は、自ら収集した情報及び各道路管理者から連絡された情報から、被害箇所、通行止区間、迂回路、被災施設の応急復旧又は本復旧の状況及び見通し等を神奈川県広域道路情報として取りまとめる。

イ 神奈川県県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を構成する機関に伝達し、情報の共有を図る。

ウ 各緊急輸送道路の管理者の機関に災害対策本部(支部)が設置された場合、神奈川県県土整備局は神奈川県災害対策本部統制部にその広域道路情報を報告し、同じく、他の緊急輸送道路の管理者もその機関の災害対策本部(支部)の統制を担当する部門に報告する。

エ 横浜市の維持課、川崎市の道路施設課及び相模原市の土木政策課は、神奈川県県土整備局に情報連絡員を派遣し、神奈川県広域道路情報の取りまとめを行う。

オ 各緊急輸送道路の管理者は、情報網が混乱し、連絡が不能又は極めて困難な場合は、情報連絡員の派遣や、連絡が取れる他の緊急輸送道路の管理者を経由するなどあらゆる手段を駆使して、神奈川県県土整備局が行う広域道路情報の収集及び緊急輸送道路の管理者間の情報伝達、共有に協力する。

(5) 警察との道路情報連絡

- ア 神奈川県県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を神奈川県警察警備本部交通対策班（神奈川県警察警備本部が未設置の場合は、神奈川県警察本部交通部交通規制課。以下同じ。）に連絡するとともに、神奈川県警察警備本部交通対策班から得た情報を各緊急輸送道路の管理者へ連絡する。
- イ 緊急を要する場合及び箇所ごとの詳細情報の照会等の場合に関しては、各緊急輸送道路の管理者は、神奈川県警察警備本部交通対策班又は所轄警察署と、直接、情報連絡を行う。
- ウ 情報網が混乱し連絡が不能又は極めて困難な場合、神奈川県警察警備本部交通対策班との情報連絡を密にするため、神奈川県県土整備局は情報連絡員の派遣について、神奈川県警察警備本部交通対策班へその受入を要請し、情報の収集伝達に努める。

(6) 自衛隊との道路情報連絡

- ア 神奈川県県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を自衛隊に連絡する際は、情報の混乱を避ける観点から、原則として神奈川県災害対策本部統制部を介して行うとともに、自衛隊から得た情報を各緊急輸送道路の管理者へ連絡する。
- イ 緊急を要する場合、情報網が混乱し神奈川県災害対策本部統制部又は神奈川県県土整備局と連絡が不能又は極めて困難な場合、箇所ごとの詳細情報の照会等の場合に関しては、各緊急輸送道路の管理者は、その機関の災害対策本部を介して、直接、自衛隊と情報連絡を行う。この場合、各緊急輸送道路の管理者は、事後、速やかに、神奈川県災害対策本部統制部又は神奈川県県土整備局にその旨連絡する。

(7) 住民・報道機関等への道路情報の提供

- ア 報道機関への道路情報の提供は、各機関の災害対策本部（支部）が行う。
- イ 神奈川県県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を日本道路交通情報センターに提供する。緊急を要する場合及び箇所ごとの詳細情報の照会等の場合に関しては、各緊急輸送道路の管理者は、日本道路交通情報センターと直接、情報連絡を行う。
- ウ 各緊急輸送道路の管理者は、自らが設置している道路情報板や県警察が設置している交通情報板の表示内容（迂回路、通行止等）について、関係する他の緊急輸送道路の管理者及び神奈川県警察警備本部交通対策班と調整を行う。
- エ 神奈川県県土整備局は、県内の広域的な道路情報の表示内容、方法等について、神奈川県警察警備本部交通対策班と調整し、関係する各緊急輸送道路の管理者に連絡する。

オ 各緊急輸送道路の管理者及び県警察は、事前対策として、緊急輸送道路（緊急交通路指定想定路線）に、災害時規制予告板を設置するなど、地域住民・一般車両の運転者に対する広報に努める。

3 道路啓開のシステム

(1) 緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開優先順位の調整

ア 神奈川県県土整備局は、神奈川県警察警備本部交通対策班から県公安委員会による緊急交通路指定の情報を収集し、各緊急輸送道路の管理者に伝達する。

イ 各緊急輸送道路の管理者は、その機関の災害対策本部（支部）の統制を担当する部門と連携して、それぞれが管理する地域・区間及び隣接する他機関が管理する道路・港湾に関するすべての被害状況及び道路の被災状況、応急復旧の見込み、緊急交通路指定状況等を考慮して、緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開・復旧に関する優先順位の方針を策定し、神奈川県県土整備局へ連絡する。

ウ 神奈川県県土整備局は、緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開・復旧について各緊急輸送道路の管理者が策定した優先順位の方針を取りまとめ、神奈川県災害対策本部統制部、神奈川県警察警備本部交通対策班と緊急輸送道路の啓開・復旧の優先順位について調整する。

エ この調整を受け、神奈川県県土整備局は各緊急輸送道路の管理者にその結果を伝達し、必要に応じ関係機関で再調整を行ったうえ、優先順位を策定する。

オ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、神奈川県県土整備局は、

(ア) 神奈川県災害対策本部統制部

(イ) 各緊急輸送道路の管理者

(ウ) 神奈川県警察警備本部交通対策班

に対し、緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開・復旧等に関する関係者の招集を要請し、県の被災地域全体に関する緊急輸送道路の啓開・復旧の優先順位について調整を行う。（以下「調整会議」という。）

カ 調整会議においては、必要に応じ、横浜国道事務所が、神奈川県周辺地域を含めた広域的な見地から、各緊急輸送道路の管理者間の総合調整について助言する。

(2) 緊急輸送道路の管理者間の応援

- ア 各緊急輸送道路の管理者は、復旧のための備蓄資機材・車両の提供、職員の派遣等の相互応援を行う。
- イ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、各緊急輸送道路の管理者間の応援要請は、「(1) 緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開優先順位の調整」の調整会議の場において神奈川県県土整備局が調整する。
- ウ 各緊急輸送道路の管理者は、他の管理者の道路施設の被災を発見又は通報を受け、その管理者からの応援要請又はその暇がなく、緊急を要する場合は、必要な応急措置をその管理者に替わって行い、事後、速やかにその旨連絡する。
- エ 神奈川県外の道路管理者に応援を要請する場合
- (ア) 隣接都県等へ対しては、神奈川県災害対策本部統制部又は神奈川県県土整備局が行う。
 - (イ) 国土交通省、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、首都高速道路（株）は、自らの機関内において、県外の部局に要請する。

(3) 警察との連携

- ア 各緊急輸送道路の管理者と神奈川県警察警備本部は、密接に連携して道路啓開を迅速に行い、道路機能の早期回復を図るものとする。
- イ 警察官は、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その移動等を命じ又は自らその措置をとる。このとき現場の警察官から要請があった場合、各緊急輸送道路の管理者は、道路機能の早期回復を図るため、可能な限りその資機材・人員を充て、協力する。
- ウ 県公安委員会が指定した被災地へ向かう緊急交通路の一般車両の各交差点等における通行規制について、現場の警察官又は神奈川県警察警備本部から要請があった場合、各緊急輸送道路の管理者は、被災地域の早期復旧の後方支援として、可能な限りその資機材・人員を充て、協力する。

(4) 自衛隊との連携

- ア 道路に関する自衛隊の応援要請は、神奈川県災害対策本部長（知事）を通じて行う。なお、各機関の災害対策本部長は、情報網が混乱し神奈川県災害対策本部統制部と連絡が不能又は極めて困難な場合、直接、自衛隊にその状況等を連絡することができる。この場合、事後速やかに神奈川県災害対策本部統制部にその旨連絡する。

イ 各緊急輸送道路の管理者は、自衛隊から、道路の復旧等に関し、工法の検討、資機材の提供等の要請を受けた場合は、速やかに協力する。

(5) 災害時の応急復旧協定会社

ア 各緊急輸送道路の管理者は、道路啓開・復旧作業に充てようとする応急復旧協定会社が重複する場合、又は、道路の寸断等で充てられる協定会社が限られている場合は、優先して啓開する路線にその協定会社を充てるよう調整する。

イ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、各緊急輸送道路の管理者間の重複する協定会社は、「(1) 緊急輸送道路（緊急交通路）の啓開優先順位の調整」の調整会議の場において神奈川県県土整備局が調整する。

4 参考資料

(省略)

緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書

災害時において、緊急車両の調達又はあつ旋を行うため、神奈川県地域防災計画に基づき、神奈川県陸運支局（以下「陸運事務所」という。）と神奈川県環境部（以下「県」という。）との間に次の覚書を交換し、後日の証として相互に各1通を保有するものとする。

（依頼の措置）

第1 県は災害時における緊急輸送の確保を図るため、及び市町村長等の要請の基づき陸運事務所に車両の調達又はあつ旋を依頼するものとする。

（範囲）

第2 県が陸運事務所に調達又はあつ旋を依頼する車両の範囲は次のとおりとする。

- (1) 貨物自動車（別表1）
- (2) 乗合自動車（別表2）
- (3) 乗用自動車（別表3）

（依頼の手続）

第3 第1に基づく依頼の手続として、相互の窓口を次のとおり設置してそれぞれ連絡責任者を通じて処理に当たるものとする。原則として次の事項を記載した依頼書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

(1) 依頼書記載事項

- ア 目的
- イ 集合の時間及び場所
- ウ 車両の必要時間
- エ 災害の状況及び作業内容
- オ 希望する車種及び車両数
- カ その他

(2) 相互の窓口による連絡責任者

ア 県の窓口

連絡責任者 防災消防課長又は同防災係長

- a 昼間の電話番号 (201)1111 内線 2672～2674 夜間直通 (201)1585・6088
- b 夜間の電話番号 (212)3471（保安員室夜間直通）

（注）夜間の場合であっても、連絡責任者が県に待機しているときは、「a」に電話するものとする。

イ 陸運事務所の窓口

連絡責任者 総務課長 (939)6800
" 旅客課長 (939)6801
" 貨物課長 (939)6802

（補助窓口）

第4 やむを得ない事情のため第3による手続がとれないときは、県は直接神奈川県トラック協会等（以下「協会等」という。）を通じて所要の通達を求めることができるものとする。その場合県はそれに伴う措置事項を事後速やかに陸運事務所に連絡するものとする。

神奈川県トラック協会
連絡者 事務理事 045(471)5511
神奈川県バス協会
連絡者 専務理事 045(201)3315(代)
神奈川県乗用自動車協会
連絡者 専務理事 045(241)3577(代)

(陸運事務所等の措置事項)

第5 県から依頼を受けた陸運事務所又は前記協会等は、すみやかに依頼事項について適切な措置をとるとともに、それに伴う措置事項を電話をもって防災消防課に連絡するものとする。

(県職員による調達車両の確認及び引渡し)

第6 県は、陸運事務所又は、協会等を経て調達した車両の集合場所に職員を派遣して、調達車両の確認を行い、そのうえで車両使用の要請を引渡しするものとする。

(運賃料金算定の基準等)

第7 調達車両の運賃料金については、運輸省で定めた運賃料金表(別表4)を適用するものとし、その清算事務は、協会等又は各車両所有者と車両調達者との間で直接行うものとする。

(相互の協議事項)

第8 この覚書にない事項で特に必要が生じた場合は、その都度双方協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

本覚書の効力は昭和39年5月6日から生ずるものとする。

昭和39年5月6日

神奈川県陸運事務所長 金子 安 正

神奈川県企画調査部長 白 根 雄 偉

災害等における物資の輸送等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害」という。）が発生した場合、又は神奈川県外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1） 災害対策本部等への乙の会員の派遣
- （2） 甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下「物資」という。）の輸送
- （3） 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条第2号に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日神奈川県条例第51号）」に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員事業者で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の会員事業者の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(業務における暴力団排除)

第7条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月19日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1
社団法人神奈川県トラック協会
会長 筒井 康之

災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書

神奈川県内に、地震、台風等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、神奈川県が行う応急対策等に対する回転翼航空機（以下「航空機」という。）による応援について、神奈川県知事（以下「甲」という。）と朝日航洋株式会社代表取締役社長（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第1条 神奈川県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、航空機による応援を必要とするときは、甲は乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、文書をもって応援を要請するものとする。

ただし、緊急の場合は電話等により応援を要請することができる。

- (1) 災害等の状況
 - (2) 必要とする応援の内容
 - (3) 必要とする機種及び機数
 - (4) 職員を搭乗させるための着陸場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 前項の応援を要請することが想定される場合において、甲は、神奈川県内の災害等の状況を適宜乙に連絡するものとする。

（要請に対する措置）

第2条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、航空法（昭和27年法律第231号）その他法令上支障がない限り、他の飛行に優先して航空機を出動させ、当該要請の内容に従って甲の行う災害応急対策等の応援を実施するものとする。

- 2 乙は、気象条件の不良その他の理由により甲の要請に従うことが困難であるときは、直ちにその旨を甲に連絡し、その指示を受けるものとする。

（経 費）

第3条 前条の業務遂行に要した経費は、航空法第122条第1項において準用する同法第105条第1項の規定により、運輸大臣の認可を得て乙が定める不定期航空運送事業の運賃及び料金に基づき、甲が負担する。

（指 示）

第4条 乙がこの協定に基づき災害応急対策等に従事するときは、航空法その他の法令上支障のない限り、搭乗する甲の職員の指示に従うものとする。

(損害補償)

第5条 この協定に基づき災害応急対策等に従事した乙の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、乙が負担するものとする。

(第三者賠償)

第6条 乙が、この協定に基づく業務遂行に関し、第三者に与えた損害については、乙がその責を負うものとする。

(機種等の通知)

第7条 乙は、第2条の規定により出動できる航空機の機数等について、毎年3月末日までに甲に通知するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲の連絡責任者は、防災局災害対策課長とし、乙の連絡責任者は、営業部長とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効 力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和58年4月20日

平成12年2月1日 一部変更

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 岡 崎 洋
乙 東京都豊島区東池袋3-1-1
朝日航洋株式会社
代表取締役社長 中 村 哲

(注) 県は同様の協定をエクセル航空㈱に対しても締結している。

| 会 社 名 | 締結日 | 連絡責任者 | 住 所 | 連絡先電話 |
|---------|-----------|--------------------------|-----------------|--------------|
| 朝日航洋㈱ | 58. 4. 20 | 東日本航空社 第一営業部長 | 東京都江東区新木場4-7-41 | 03(3522)0646 |
| エクセル航空㈱ | 14. 4. 11 | 運航部長 | 千葉県浦安市千鳥14 | 047(380)1115 |

※平成24年4月、朝日航洋の連絡先変更。

首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基準等

(令和6年4月1日現在)

| | 地震(震度) | | 台風(暴風) |
|--------------------------|------------|--------|--|
| | 震度4 | 震度5強以上 | 平均風速 17 (m/s) 以上を 記録することが予 想されるとき |
| 特別巡回 | ○ | ○ | ○ (定点監視や試走 を行う) |
| 交通規制 速度規制 通行禁止 | (○) (○) | 注) | [○] - |
| 広報 可変情報板等 トネル内緊急放送 | ○ (○) | ○ ○ | ○ - |

注) 県公安委員会との事前協議に基づき、原則として直ちに料金所閉鎖及び本線通行止めを実施する。

※震度は、気象庁で発表する地震情報による。

※特別巡回は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、通常の道路巡回より強化体制とした緊急巡回点検等をいう。

※平均風速は、10分間の計測値の平均値をいう。

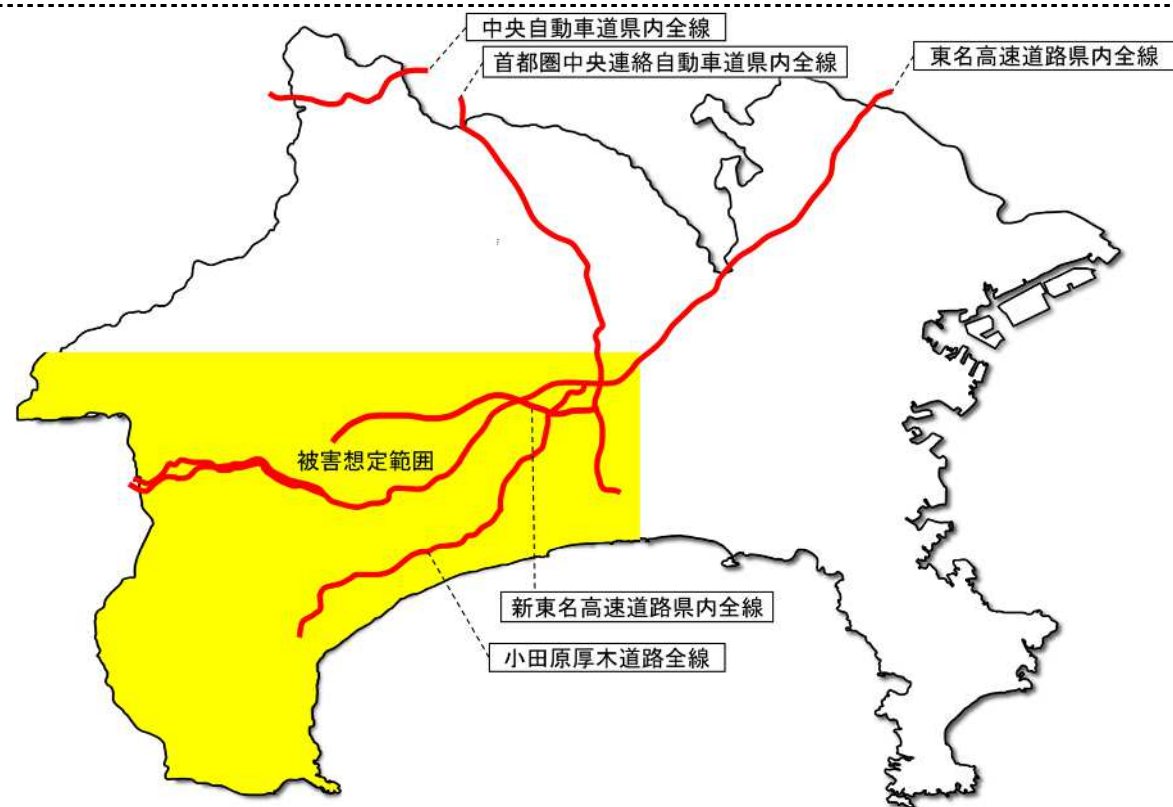
※()は、災害の状況に応じて実施する。

※-は、特に基準として定めていないが、災害の状況に応じて実施する場合もある。

※[]は、高速湾岸線のうち、横浜ベイブリッジ、鶴見つばさ橋において速度規制を実施する場合がある。なお、交通規制については、県公安委員会と協議のうえ実施する。

想定地震に基づく交通規制図

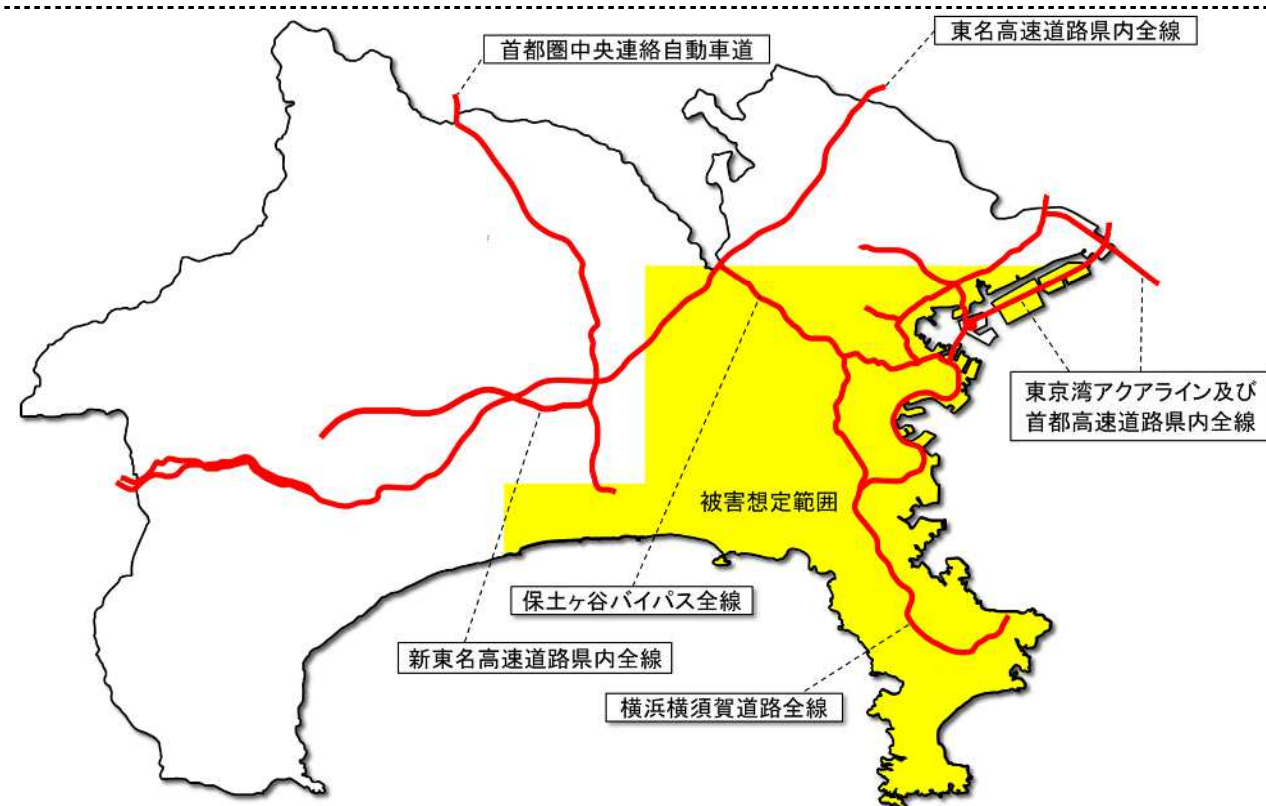
(1) 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震発生時における交通規制



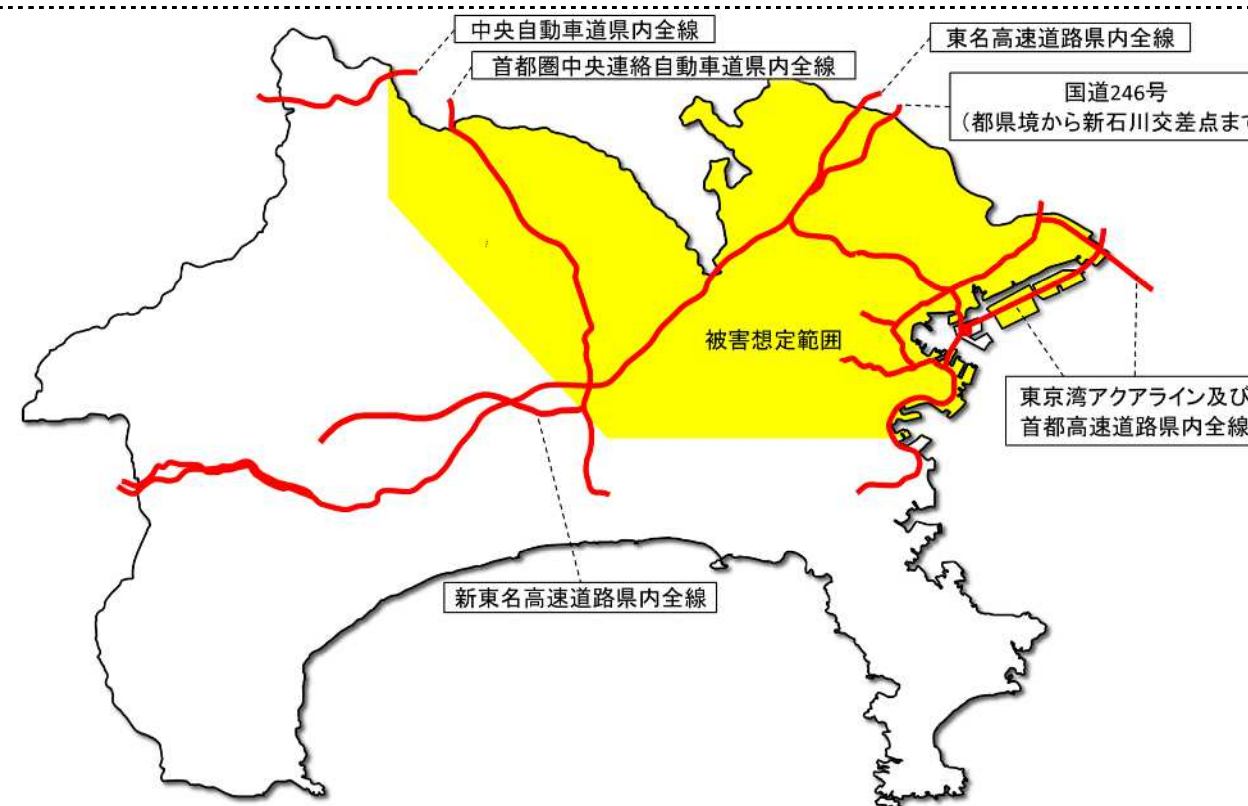
(2) 大正型関東地震発生時における交通規制



(3) 三浦半島断層群の地震発生時における交通規制



(4) 都心南部直下地震発生時における交通規制



大規模災害発生時等の交通規制計画について

交通部交通規制課

1 概要

大規模災害発生時の交通規制計画は、災害対策基本法等に基づいて定めている。

大規模災害が発生した場合、人命救助、災害の拡大防止等の災害応急対策を迅速に実施するため、一般車両の通行を禁止、又は制限することにより、災害応急対策に従事する緊急通行車両の通行を円滑にする必要がある。そこで、大規模災害が発生した際、的確かつ円滑な交通規制が実施できるよう、あらかじめ公安委員会の意思決定により、県内で被害が懸念されている想定地震に基づく交通規制計画を定めている。

2 交通規制計画の要点

(1) 大規模地震発生時における交通規制計画

ア 想定地震に基づく交通規制計画

神奈川県地域防災計画において想定されている地震について、被災地域ごとに類型化した上で、被災地域方向に通じる高速道路、自動車専用道路等をあらかじめ公安委員会の意思決定により、緊急交通路として指定することを定めた。

- (ア) 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震
- (イ) 大正型関東地震
- (ウ) 三浦半島断層群の地震
- (エ) 都心南部直下地震

イ 震度等に基づく交通規制計画

気象庁から行政区域ごとに発表される震度が一定の値を超えた区域、また、大津波警報が発表された場合等において、津波を警戒すべき地域について、あらかじめ公安委員会の意思決定により、同区域から区域外へ流出させ、同区域内へ進行しようとする、又は、区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を実施することを定めた。

- (ア) 震度6強以上が観測された区域
- (イ) その他甚大な被害が確認された区域で交通部長が指定した道路の区域
- (ウ) 津波浸水区域

(2) 警戒宣言発令時における交通規制計画

大規模地震特別措置法第3条の規定に基づき、あらかじめ公安委員会の意思決定により緊急交通路を指定するとともに、地震防災対策強化地域から強化区域外へ流出させ、強化区域内へ進行しようとする、又は強化区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を実施することを定めた。

3 交通規制の実施方法

被災状況等の実態に応じて、区域又は道路の区間の拡大、縮小の変更を行い、実施期間は必要と認められた期間で交通規制を実施する。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）の規定に基づく交通規制並びに災対法、道交法、大震法、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく交通規制の対象から除く車両について、次のとおり決定する。

令和5年9月1日

神奈川県公安委員会

委員長 堀本 久美子

1 大規模地震発生時等における、道交法第4条及び災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の区域・道路の区間

(1) 想定地震に基づく交通を規制する道路の区間

本県で想定される大規模地震（以下「大規模地震」という。）発生時において、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区間については、次のとおりとする。

ア 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震発生時における交通規制

- (ア) 東名高速道路全線
- (イ) 新東名高速道路全線
- (ウ) 中央自動車道全線
- (エ) 小田原厚木道路全線（国道271号）
- (オ) 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）
- (カ) その他交通部長が必要と認めた道路の区間

イ 大正型関東地震発生時における交通規制

- (ア) 東名高速道路全線
- (イ) 新東名高速道路全線
- (ウ) 中央自動車道全線
- (エ) 首都高速道路全線
- (オ) 東京湾アクアライン全線（国道409号）
- (カ) 保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路全線（国道16号）
- (キ) 小田原厚木道路全線（国道271号）
- (ク) 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）
- (ケ) その他交通部長が必要と認めた道路の区間

ウ 三浦半島断層群の地震発生時における交通規制

- (ア) 東名高速道路全線
- (イ) 新東名高速道路全線
- (ウ) 首都高速道路全線
- (エ) 東京湾アクアライン全線（国道409号）
- (オ) 保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路全線（国道16号）
- (カ) 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）

- (キ) その他交通部長が必要と認めた道路の区間
- エ 都心南部直下地震発生時における交通規制
 - (ア) 東名高速道路全線
 - (イ) 新東名高速道路全線
 - (ウ) 中央自動車道全線
 - (エ) 首都高速道路全線
 - (オ) 東京湾アクアライン全線（国道409号）
 - (カ) 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）
 - (キ) 国道246号（都県境から新石川交差点までの間の上下線）
 - (ク) その他交通部長が必要と認めた道路の区間
- (2) 特定震度に基づく交通を規制する区域

地震による被害の甚大な区域を指定し、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区域については、次のとおりとする。

 - ア 震度6強以上が観測された区域
 - イ その他甚大な被害が確認された区域で、交通部長が必要と認めた道路の区域
- (3) 津波警報発表時における交通を規制する区域

大津波警報が発表された場合又は津波警報が発表され、交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区域については、沿岸市町が策定した津波浸水区域とする。
- 2 大震法第24条の規定に基づく交通規制
 - (1) 警戒宣言発令時における交通を規制する道路の区間

緊急交通路を指定し、緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する道路の区間については、次のとおりとする。

 - ア 東名高速道路全線
 - イ 新東名高速道路全線
 - ウ 中央自動車道全線
 - エ 小田原厚木道路全線（国道271号）
 - オ 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）
 - カ その他交通部長が必要と認めた道路の区間
 - (2) 警戒宣言発令時における交通を規制する区域

大震法第3条に規定する地震防災対策強化地域
- 3 大規模災害等発生直後における道交法第4条に基づく交通規制の対象から除外する車両
 - (1) 道交法第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 災対法第50条第1項に規定する災害応急対策、原災法第26条第1項各号に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置（以下「災害応急対策等」という。）に従事する車両で、かつ、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第4の標章（以下「標章」という。）を携帯している車両。

- (3) 災害応急対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車番号標以外のもの（以下「特別番号標」という。）を有している車両
- (4) 災害応急対策等に従事する次の車両
 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資器材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (5) その他交通部長が必要と認めた車両
- 4 大規模災害等発生時における災対法第76条第1項、原災法第28条第2項及び国民保護法第155条第1項の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両
 - (1) 道交法第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 災害応急対策等に従事する車両で、かつ、標章を掲示している車両
 - (3) 災害応急対策等に従事する自衛隊車両等であって特別番号標を有している車両。
 - (4) 災害応急対策等に従事する次の車両
 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資器材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - (5) その他交通部長が必要と認めた車両
- 5 警戒宣言発令時における交通規制の対象から除外される車両
 - (1) 道交法第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 大震法第21条2項に規定する地震防災応急対策に従事する車両で、かつ、標章を掲示している車両
 - (3) その他交通部長が必要と認めた車両
- 6 交通規制の実施方法
 - 交通規制の実施は、交通部長の命令により行う。ただし、被災状況等の実態に応じて、交通部長の判断により交通規制の区域又は道路の区間の拡大、縮小等の変更を行うことができる。
 - 実施期間は、交通部長が必要と認めた期間とする。

陸上自衛隊航空機の能力基準

| 形式 | 機種 | 用途 | 最大速度 (ノット) | 乗員 (人) | 全長 (m) | 全幅 (m) |
|-----|-----------|------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 固定翼 | LR-2 | 連絡偵察 | 300 | 2(8) | 14 | 18 |
| 回転翼 | OH-1 | 観測 | 140 | 2 | 12 | 3 |
| | UH-1J | 多用途 | 120 | 2(11) | 13 | 3 |
| | CH-47J/JA | 輸送 | 150/140 | 3(55) | 16 | 4/5 |
| | UH-60JA | 多用途 | 130 | 2(12) | 16 | 3 |

※乗員の項で () 内の数値は、輸送人員を示す。

陸上自衛隊施設器材関係の能力基準

| 機材名 | | 主要作業内容 | 作業能力 | 有効運土距離 | 使用燃料 | 重量 | 輸送 |
|---------------------|-----------|--|--|-------------|--|----------------|--------------------------------------|
| ドーザ | 中型 | 山腹切取 伐開 溝の掘削 掘削整地 | 中型30~300m ³ /h※1 大型50~300m ³ /h※1 | 10~ 100m | 軽油 | 18~ 20t※2 | 短距離は自走可 トレーラまたは 鉄道輸送 |
| | 大型 | | | | | 28~ 30t※2 | |
| バケッローダ | | 積込 | 50~60m ³ /h※1 | / | 〃 | 9~11t ※2 | 〃 |
| グレーダ | | 整地 道路補修 | 400~500m ³ /h※1 | / | 〃 | 10~ 12t※2 | 〃 |
| | | 側溝掘削 (V型) | 500~1,000m ³ /h※1 | | | | |
| 20t トラッククレーン | | 揚重 | 最大20t | / | 〃 | 27.5t ※2 | 自走、トレーラ または鉄道輸送 |
| | | 植柱 | 1.36t※1 | | | | |
| ダン プ | 3.5t | 土砂運搬 (ダンプ 可能) | 標準積載量 3.5t | 500m 以上 | 〃 | 全備 15.78t | 〃 |
| | 特大型 7t | | 最大積載量 6.0t | | | | |
| | | | 標準積載量 7.0t | | | | |
| | | | 最大積載量10.0t | | | | |
| 73式 中型トラック | | 物資運搬 | 標準積載量 1.5t | / | 〃 | 全備 5.04t | 〃 |
| | | | 最大積載量 2.0t | | | | |
| 73式 大型トラック | | | 標準積載量 3.5t | | | | |
| | | | 最大積載量 6.0t | | | | |
| 渡河 ボート (FRP製) | | 人員物資の 水上輸送 (門橋によ る車両輸送 も可) | / | / | 舷外機 混合油 (2サイクルオイル：ガソリン) トーハツM25C2 1:20 ジョンソン20RL 1:50 ジョンソン25RL 1:16 | 290kg (全形舟) | ポータブルタイプ トレーラ牽引 半形舟で6~8隻 積載 |

※1 各種作業条件（型式、土質、運土距離等）による。

※2 型式による。

海上自衛隊艦艇・航空機の能力等

令和6年11月1日現在

| 部隊名 | 艦艇（横須賀） | | | | 航空機（厚木・館山） | | |
|----------------------|-------------------------|-------------------|---------|------------------------|------------|------------------|-------------------|
| | 護衛艦 | 掃海艦艇 | 輸送艦艇 | その他 | 固定翼 | 回 転 翼 | |
| | DDH DDG DD FFM | MST MSO MSC | LCU | | P-1 | SH-60J SH-60K | MCH-101 CH-101 |
| 自衛艦隊等 | 1 2 8 2 | 1 2 1 | 0 | 6 | 約 5 | 約 10 | 2 |
| 横須賀地方隊 | 0 0 0 0 | 0 0 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 13 隻 | 6 隻 | 1 隻 | 10 隻 | 約 20 機 | 約 40 機 | 約 5 機 |
| 人員輸送能力 (1 隻(機)当り) | 約 540～ 約 1,600 人 | 約 70～ 約 850 人 | 約 200 人 | 約 200～ 約 1,250 人 | 20 人 | 4～5 人 | 約 25 人 |
| 物資搭載能力 (1 隻(機)当り) | 約 70～ 約 500t | 約 15～ 約 300t | 約 25t | 約 15～ 約 300t | 約 2 t | 約 0.8 t | 約 2.5t |
| 真水タンク(t) | 約 60～ 約 550 | 約 30～ 約 770 | 約 10 | 約 40～ 約 430 | - | - | - |

- (注) 1 関東（横須賀港を定係港とする艦艇等）近辺に所在する兵力を掲載
 2 航空機については、厚木、下総、館山に所在する兵力。ただしMCH、CHについては岩国
 3 CH-101は、砕氷艦「しらせ」に搭載している航空機(非搭載時、岩国)
 4 発災直後から航空機(固定翼、回転翼)の情報収集活動を実施
 5 艦艇の派遣については、発災後早くも4～5時間後から(災害派遣物品の搭載～進出)可能
 6 関東地区以外(呉、佐世保、大湊等)からの追加造園兵力(LST(エアクッション艇(LCAC)×2)含む)は、2～4日後から期待
 7 災害派遣活動
 ①遭難者等の捜索救助
 ②避難の援助(応急医療、救護及び防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、物資の無償貸付及び譲与)
 ③自治体等支援(被害状況の把握、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開)

海上自衛隊艦艇の接岸上の要件

| 種別 (基準排水量 t) | 護衛艦 | | | | 掃海艦艇 | | | 輸送艦艇 | | |
|--------------------------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|
| | DDH (19,950) | DDG (7,250) | DD (4,550) | FFM (3,990) | MST (5,700) | MSO (670) | MSC (570) | LST (8,900) | LCAC (85) | LCU (420) |
| 必要な水深 m | 11 | 11 | 10 | 10 | 8 | 6 | 5 | 10 | 0 | 5 |
| 全長 m | 248 | 161 | 151 | 133 | 141 | 67 | 60 | 178 | 25 | 52 |
| タグボートの 要否(隻数) 馬力 1,800ps | 要 (3) | 要 (2) | 要 (2) | 要 (2) | 要 (2) | 否 | 否 | 要 (2) | 否 | 否 |
| 記 事 | | | | | | | | | ビーチング 可 能 | ビーチング 可 能 |

第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能力の基準

令和6年4月1日現在

(1) 船艇

| 区分 船型 | | 搭載可能人員(人) | | 搭載可能物資 (トン) |
|----------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|
| | | 限定沿海で3時間以内とした場合 | 1.5時間未満の平水の場合 | |
| 巡視船 | ヘリコプター2機搭載型 | 1739 | 2029 | 251 |
| | ヘリコプター1機搭載型 | 420 | 480 | 230 |
| | 3,500トン型(いず型) | 713 | 804 | 363 |
| | 1,000トン型(はてるま型) | 141 | 165 | 240 |
| | 1,000トン型(くだか型) | 135 | 135 | 57 |
| | 500トン型(ちとせ型) | 115 | 135 | 70 |
| | 350トン型(とから型) | 47 | 50 | 30 |
| | 180トン型 | 28 | 28 | 46 |
| 巡視艇 | 35メートル型 | 37 | 40 | 23 |
| | 30メートル型 | 36 | 41 | 20 |
| | 23メートル型 | 48 | 56 | 14 |
| | 20メートル型 | 26 | 28 | 14 |
| 測量船 | 27メートル型 | 17 | 20 | 11 |
| 灯台見回り船 | 17メートル型 | 8 | 10 | 8 |

- (注) 1 搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の基準を示す。
 2 搭載可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した基準とする。ただし、乗組員は除く。
 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によってはこの基準以下となる。

(2) 航空機

| 区分 型式 | | 座席数 (席) | 搭載可能物資 (キログラム) | 搬出入口を通る最大容積(cm) 高さ×幅×奥行き |
|----------|-----------------------|------------|-------------------|-----------------------------|
| 固定翼航空機 | ガルフストリーム・エアロスペース式G-V型 | 22 | 520 | 85×90×90 |
| | ボンバルディア式DHC-8-315型 | 32 | 1,080 | 150×125×150 |
| | ユーロコプター式EC225LP型 | 21 | 1,355 | 129×119×168 |
| | シコルスキー式S-76D型 | 14 | 96 | 125×70×175 |

- (注) 1 搭載可能物資は、運航に必要な乗員及び物品等を搭載し、燃料を満載(回転翼航空機は増槽タンクを除き満載)にした時のものである。
 2 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等により表記が異なることがある。

(3) 所属船艇・航空機勢力一覧

| 区分 | | 所属 | 本部 | | | 東 | 茨城 | | 千葉 | | | 銚子 | | 横須賀 | | 下 | 清水 | | | 羽 | 小計 | 計 | | |
|--------|-----|-----------------|------|----|---|---|----|---|----|---|---|----|---|-----|---|----|----|---|---|---|----|----|----|----|
| | | | 海洋情報 | 横 | 川 | | 小笠 | 茨 | 鹿 | 千 | 木 | 船 | 館 | 銚 | 勝 | | 横 | 湘 | 清 | | | | 御 | 田 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 巡視船 | PLH | ヘリコプター 2機搭載型 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 15 | |
| | | 1機搭載型 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | PL | 3,500トン型 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | | 1,000トン型 | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 2 |
| | PM | 500トン型 | | | | | | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | 3 |
| | | 350トン型 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | 3 |
| | PS | 180トン型 | | | | | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | 3 |
| FL | 消防船 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 巡視艇 | PC | 35メートル型 | 2 | | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 5 | 37 | |
| | | 30メートル型 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | |
| | | 23メートル型 | 1 | | | | | | | | | | 4 | | | | | | | | | 5 | | |
| | CL | 20メートル型 | 4 | 2 | | 5 | 1 | 1 | 4 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 2 | | | | 26 | | |
| 特殊警備艇 | MS | 放射能調査艇 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 | 10 | |
| | SS | 監視取締艇 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | | 0 | | 1 | | 1 | 0 | 1 | | | | 9 | | |
| 測量船 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| 灯台見回り船 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| 合計(隻) | | | 1 | 15 | 3 | 1 | 7 | 2 | 3 | 6 | 1 | 0 | 1 | 3 | 1 | 10 | 1 | 4 | 3 | 2 | 0 | 0 | 64 | 64 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 航空機 | LAJ | 大型ジェット 飛行機 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 4 |
| | MA | 中型飛行機 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | |
| | MH | 中型 ヘリコプター | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 5 | 5 |
| 合計(機) | | | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 9 | 9 |

資料 4-7-(17)
 (一般社団法人神奈川県トラック協会)

一般社団法人神奈川県トラック協会サービスセンター別車両保有台数一覧表

令和7年4月1日現在

| SC | 事業者数 (社) | 保有車両数(両) | | | 合計 |
|-----|-------------|--------------|--------|--------------|--------|
| | | 大型車(牽引車を含む。) | 小型車 | トレーラ(一般・海コン) | |
| 川崎 | 279 | 5,369 | 1,032 | 1,691 | 8,092 |
| 横浜 | 801 | 15,459 | 9,085 | 7,769 | 32,313 |
| 県南 | 247 | 3,864 | 1,232 | 373 | 5,469 |
| 相模原 | 224 | 4,371 | 811 | 193 | 5,375 |
| 県央 | 615 | 11,534 | 2,425 | 576 | 14,535 |
| 合計 | 2,166 | 40,597 | 14,585 | 10,602 | 65,784 |

災害時等における石油類燃料の供給に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川県石油業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号に定める事態（以下「災害時等」という。）において、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

- （1） 神奈川県内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、甲が神奈川県災害対策本部を設置した場合
- （2） 国内で武力攻撃事態又は緊急処理事態が発生し、甲が神奈川県国民保護対策本部、神奈川県緊急処理事態対策本部又は神奈川県危機管理対策本部を設置した場合
- （3） 前各号のほか、甲が神奈川県危機管理対策本部等を設置した場合
- （4） 神奈川県外の自治体で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、甲その他防災関係機関が被災自治体の応援に行く場合

（平時の情報交換）

第2条 甲及び乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう連絡体制等について平時から定期的に情報交換を行うものとする。

（協力の要請）

第3条 災害時等において、甲は、乙に次の各号に関する協力を要請することができる。

- （1） 甲が指定する災害対策上重要な車両等への石油類燃料の供給
- （2） 甲が指定する災害対策上重要な施設への石油類燃料の供給
- （3） 甲が指定する場所への石油類燃料の配達

2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは、文書により行う。但し、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに当該文書を乙に送付するものとする。

3 甲は、通信の途絶等により乙に第1項に基づく協力の要請ができないときは、乙の支部又は乙の組合員に文書により当該協力を要請することができる。但し、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに当該文書を乙の支部又は乙の組合員に送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条第1項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の支部及び乙の組合員に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、甲に文書により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する時は、電話等により回答し、事後速やかに当該文書を甲に送付するものとする。

- 2 乙の支部は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の組合員に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、甲に文書により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該文書を甲に送付するものとする。
- 3 乙の組合員は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するものとし、甲に文書により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該文書を甲に送付するものとする。
- 4 乙は、甲が通信の途絶等によりこの協定に基づく協力の要請ができないと判断したときは、甲の要請を待たずに、乙の支部及び乙の組合員に対し、可能な範囲で前条第1項第1号に関する協力を実施するよう要請する。

(情報の提供)

第5条 第3条第1項に基づき甲から協力を要請された乙及び同条第3項に基づき甲から協力を要請された乙の支部又は乙の組合員は、災害の状況等、この協定に基づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請することができる。

- 2 乙は、前項に基づき甲が提供した情報を乙の支部及び乙の組合員に提供する。
- 3 乙、乙の支部及び乙の組合員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害の状況等、甲が災害等の対応を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供する。

(報告の手續)

第6条 乙は、乙の組合員がこの協定に基づく協力を実施した場合には、文書にて甲にその内容を報告する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該文書を甲に送付するものとする。

(石油類燃料の価格)

第7条 石油類燃料の価格は、災害時等の直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定する。

(経費)

第8条 この協定に基づき乙の組合員が供給した石油類燃料の対価及び乙の組合員が石油類燃料を運搬するのに発生した費用（以下「経費」という。）については、当該石油類燃料の供給を受けた者（以下「供給先」という。）又は乙の組合員の同意のもと、供給先が指定する第三者（以下「供給先等」という。）が負担するものとする。

- 2 乙の組合員は、自らが定める支払請求書にて供給先等に対し経費の支払いを請求する。

3 供給先等は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙の組合員に経費を支払う。

(供給の中断)

第9条 乙の組合員は、この協定に基づく協力の実施中に、やむを得ぬ事由が発生し当該協力を中断するときは、速やかに甲、乙及び関係する乙の支部に対し口頭にてその状況を報告しなければならない。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づく協力に従事した乙、乙の支部及び乙の組合員の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担する。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙、乙の支部及び乙の組合員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2 乙、乙の支部及び乙の組合員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙、乙の支部及び乙の組合員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認める場合は、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙、乙の支部及び乙の組合員に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(本協定の適用範囲)

第13条 本協定は、神奈川県内の市町村等と乙や乙の支部等が締結する同じ目的の協定の効力を妨げるものではないが、第1条各号に定める事態においては、本協定を優先するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、実施細目として別に定める。

(有効期間)

第15条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示

示がない限りその効力を継続する。

(協議)

第16条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月25日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区万代町3-5-3
神奈川県石油業協同組合 理事長 森 洋

災害等発生時における応急対策活動用資機材等のレンタルに関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会
神奈川支部（以下「乙」という。）は、災害等発生時における応急対策活動の
用に供する資機材等のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号に定める事態（以下「災害等」という。）にお
いて、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

- （1） 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津
波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは
爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基
本法施行令で定める原因により生ずる被害が神奈川県内で発生し、又
は発生するおそれがある場合
- （2） 国内で武力攻撃事態又は緊急処理事態が発生し、甲が神奈川県国民
保護対策本部、神奈川県緊急処理事態対策本部又は神奈川県危機管理
対策本部を設置した場合

（連絡体制等の確認）

第2条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよ
う、連絡体制等について様式1により年度当初に相互に連絡するものとする。
なお、甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に
連絡するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害等発生時において、甲は、乙に応急対策活動の用に供する資機材
等のレンタルに関する協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは、様式2 - 1により行う。
但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を
乙に送付するものとする。
- 3 甲は、通信の途絶等により乙に第1項に基づく協力の要請ができないとき
は、乙の会員に様式2 - 2により当該協力を要請することができる。但し、
緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を乙の会
員に送付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条第1項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員等に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、甲に様式3-1により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等により回答し、事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

2 乙の会員は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するものとし、甲に様式3-2により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等により行い事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

(資機材等の引き渡し及び引き取り)

第5条 乙又は乙の会員は、前条により実施可能とした資機材等の引き渡しについて、様式2-1又は様式2-2により甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに行うものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに当該資機材等を引き取るものとする。

(情報の提供)

第6条 第3条第1項に基づき甲から協力を要請された乙及び同条第3項に基づき甲から協力を要請された乙の会員は、災害等の状況等、この協定に基づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請することができる。

2 乙は、前項に基づき甲から提供された情報を乙の会員等に提供する。

3 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害等の状況等、甲が災害等発生時における対策を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供する。

(報告の手續)

第7条 乙は、乙の会員等がこの協定に基づく協力を実施した場合は、様式4にて甲にその内容を報告する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

(経費)

第8条 この協定に基づき乙の会員等が行った資機材等のレンタルに要した費

用（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 資機材等のレンタルの価格は、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙又は乙の会員は、前条の報告の後、自らが定める支払請求書にて甲に対し経費の支払いを請求する。
- 4 甲は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙又は乙の会員に経費を支払う。

（損害賠償）

第9条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡しを受けた資機材等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（従事者の損害補償）

第10条 この協定に基づく協力に従事した乙及び乙の会員の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担する。

（第三者への損害賠償責任）

- 第11条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。
- 2 乙及び乙の会員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を様式 5 により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の解除）

第12条 甲は、乙及び乙の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認める場合は、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙及び乙の会員に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

(協議)

第14条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

附則

平成 18 年 12 月 1 日に締結した災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 23 日

甲 横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 横浜市神奈川区栄町 2 - 1 0

アール・ケープラザ横浜 1103 号

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部

支部長 金 子 眞紀子

災害時における災害応急対策業務及び 建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあつては自社施設を含む。）とする。

2 前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条、第4条又は第6条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する

る情報」という。)の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

- 3 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

- 4 甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出勤を要請するものとする。
- 5 甲又は乙は、前項の規定により出勤を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から第4項の規定により出勤の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設資材等調達）

第4条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

（連絡体制の整備等）

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

- 2 丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年4月末までに甲及び乙に報告するものとする。

- 3 丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第6条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

- 2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加する

ものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年3月28日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省 関東地方整備局長 泊 宏

乙 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事 福田 富一

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号
群馬県知事 大澤 正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県知事 上田 清司

千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県知事 鈴木 栄治

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 後藤 斎

長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2
長野県知事 阿部 守一

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
さいたま市長 清水 勇人

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市長

熊谷俊人

神奈川県横浜市中区港町1番1号

横浜市長

林文子

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長

福田紀彦

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市長

加山俊夫

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

独立行政法人水資源機構 理事長

甲村謙友

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20

東日本高速道路株式会社 関東支社長

高橋知道

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号

中日本高速道路株式会社 東京支社長

源島良一

東京都八王子市宇津木町231番地

中日本高速道路株式会社 八王子支社長

野口英正

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

首都高速道路株式会社 代表取締役社長

宮田年耕

丙 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館
一般社団法人 日本建設業連合会 関東支部長 大 嶋 匡 博

災害時における物資輸送等に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 防災備蓄品、救援物資その他の必要な物資を避難所、市町村の拠点等へ配送すること
- (2) 物資拠点施設等への、人員の派遣、機材の提供などの運営補助等を行うこと
- (3) 乙が使用可能な施設において救援物資その他の必要な物資を受入、保管すること
- (4) 甲の物資輸送に係る計画等の作成に関係機関とともに協力すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するもの

とする。

(費用の負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づく協力に従事した乙及び乙の従業員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第9条 乙及び乙の従業員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙及び乙の従業員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任)

第10条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月20日

甲 神奈川県 暮らし安全防災局長

乙 ヤマト運輸株式会社 南関東支社 副支社長

災害時における物資輸送等に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時において、被災者の生活の安定を図るために必要な食料及び生活必需品等の物資の安定供給について、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的として、甲が乙に対して行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等の協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「物資」とは、災害時において、甲が必要に応じて調達する物資、国や地方公共団体等から提供される物資その他の甲の責任において調達、保管、輸送する物資をいう。
- (2) 「物資集積・搬送拠点」とは、災害時において、物資の荷卸し、仕分け、登録、保管、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)並びに配送等の拠点となる施設をいう。
- (3) 「避難所等」とは、物資の配達先となる神奈川県内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、神奈川県内における物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(協力の要請)

第4条 甲は、乙に対して次の各号に掲げる業務について、様式1により協力を要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等を実施するうえで、必要と認めるときは、様式1により、乙に対し物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(要請に基づく業務実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

- 第6条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、様式2により甲に報告するものとする。
ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 2 甲及び乙は、前2条及び前項の規定により、要請、業務実施、報告した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

- 第7条 本協定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲は、乙から第1項の経費について適法な支払請求を受けたときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。
ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。
ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づく業務に起因する乙の従業員の死亡、負傷又は疫病の災害補償については、乙が行うものとする。
ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報その他の本協定の目的の達成に必要な情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選任した場合は相互に通知するものとする。

(平時における取組み)

第13条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、甲が災害時に備えて行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点運営等に係る計画策定、訓練、研修の実施及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

(協議)

第14条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙のいずれかが文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年12月17日

甲 神奈川県 ぐらし安全防災局長

(印)

乙 佐川急便株式会社 神奈川支店長

(印)

災害時における物資輸送等に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と日本通運株式会社(以下「乙」という。)は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時において、被災者の生活の安定を図るために必要な食料及び生活必需品等の物資の安定供給について、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的として、甲が乙に対して行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等の協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「物資」とは、災害時において、甲が必要に応じて調達する物資、国や地方公共団体等から提供される物資その他の甲の責任において調達、保管、輸送する物資をいう。
- (2) 「物資集積・搬送拠点」とは、災害時において、物資の荷卸し、仕分け、登録、保管、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)並びに配送等の拠点となる施設をいう。
- (3) 「避難所等」とは、物資の配達先となる神奈川県内の避難所及び甲が指定する物資の供給場所等をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、神奈川県内における物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(協力の要請)

第4条 甲は、乙に対して次の各号に掲げる業務について、様式1により協力を要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (3) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等を実施するうえで、必要と認めるときは、様式1により、乙に対し物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(要請に基づく業務実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、様式2により甲に報告するものとする。
ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、前2条及び前項の規定により、要請、業務実施、報告した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 本協定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲は、乙から第1項の経費について適法な支払請求を受けたときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。
ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。
ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づく業務に起因する乙の従業員の死亡、負傷又は疫病の災害補償については、乙が行うものとする。
ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報その他の本協定の目的の達成に必要な情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選任した場合は相互に通知するものとする。

(平時における取組み)

第13条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、甲が災害時に備えて行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に係る計画策定、訓練、研修の実施及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

(協議)

第14条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙のいずれかが文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成31年2月1日

甲 神奈川県 ぐらし安全防災局長

乙 日本通運株式会社 横浜支店長

災害時における緊急輸送等に関する協定書

神 奈 川 県

一般社団法人 神奈川県タクシー協会

災害時における緊急輸送等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県タクシー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う緊急輸送等の協力要請手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲は乙に次の各号に関する協力を要請することができる。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）等の輸送
 - (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員（県職員、市町村職員を含む。）及び携行する資機材等の輸送
 - (3) 災害の情報、被害情報の収集
 - (4) 前3号に掲げるもののほか甲が必要とする輸送支援
- 2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは乙に対し、文書（様式1）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 前項の規定による協力の要請は、乙及び乙の会員の安全確保に配慮して行うものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第2項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員に可能な範囲で当該協力を実施するよう要請するものとし、実施の範囲は乙の会員の任意によるものとする。

- 2 乙は、前項に基づき乙の会員に対し要請を行った場合は甲に対し、文書（様式2）により当該協力の可否等を回答するものとする。ただし、文書により回答するいとまがない場合には、口頭その他の方法で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、文書（様式3）により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(情報の提供)

第5条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害の状況等、甲が災害等の対応を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙の会員が第2条第1項各号に掲げる業務に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下、「法」という。）第68条又は第74条第1項の規定により、他の地方公共団体等の要請に応じて、緊急輸送等を行った場合の費用の負担は、法第92条に定めるところによる。

2 前項の費用の算出方法については、乙の会員が地方運輸局長に届け出をして実施している運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第7条 乙の会員は、タクシーの運行に際し、自己の責めに帰すべき理由により利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 本協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として乙の会員が行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(緊急通行車両の事前届出)

第9条 乙は、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施するために必要な緊急輸送車両について、あらかじめ、確認手続等取扱要領に基づく「緊急通行車両等の事前届出」を行うものとする。

(協力会員名簿の提出)

第10条 乙は、所属する会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(連絡担当者)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選定した場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

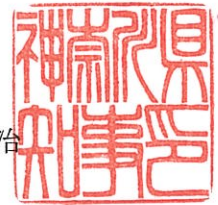
第 13 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙のいずれかが文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 2 年 2 月 7 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事

黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区日ノ出町 2-130
一般社団法人 神奈川県タクシー協会 会長 伊藤 宏



災害時における緊急輸送等に関する協定書

神 奈 川 県

一般社団法人 神奈川県バス協会

災害時における緊急輸送等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県バス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う緊急輸送等の協力要請手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲は乙に次の各号に関する協力を要請することができる。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）等の輸送
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員（県職員、市町村職員を含む。）及び携行する最小限の資機材等の輸送
- (3) 前2号に掲げるもののほか甲が必要とする輸送支援

2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請する場合は乙に対し、文書（様式1）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の規定による協力の要請は、乙及び乙の会員の安全確保に配慮して行うものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第2項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員に可能な範囲で当該協力を実施するよう要請するものとし、実施の範囲は乙の会員の任意によるものとする。

2 乙は、前項に基づき乙の会員に対し要請を行った場合は甲に対し、文書（様式2）により当該協力の可否等を回答するものとする。ただし、文書により回答するいとまがない場合には、口頭その他の方法で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、文書（様式3）により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(情報の提供)

第5条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害の状況等、甲が災害等の対応を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙の会員が第2条第1項各号に掲げる業務に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下、「法」という。）第68条又は第74条第1項の規定により、他の地方公共団体等の要請に応じて、緊急輸送等を行った場合の費用の負担は、法第92条に定めるところによる。

2 前項の費用の算出方法については、乙の会員が地方運輸局長に届け出をして実施している運賃・料金を基本として、甲乙協議して決定するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第7条 乙の会員は、バスの運行に際し、自己の責めに帰すべき理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 本協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として乙の会員が行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(緊急通行車両の事前届出)

第9条 乙は、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施するために必要な緊急輸送車両について、あらかじめ、確認手続等取扱要領に基づく「緊急通行車両等の事前届出」を行うものとする。

(協力会員名簿の提出)

第10条 乙は、所属する会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(連絡担当者)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選定した場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第 13 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙のいずれかが文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 2 年 2 月 7 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事

黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-11-1
一般社団法人 神奈川県バス協会 会長 三澤 憲一



災害時における輸送車両提供に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における輸送車両の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の乗用自動車、貨物自動車等（以下「輸送車両」という。）の提供に関し、甲が乙に対して輸送車両の提供協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、乙に対して輸送車両の提供要請を行うものとする。

2 乙は、甲からの輸送車両の提供要請について、できる限り速やかに必要車両を整え、十分な保険を付したうえ、優先的に提供するものとする。

3 甲は、乙の同意を得て、県内他自治体に提供車両を貸し出すことができるものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を明示して、「災害時における輸送車両提供の協力要請書」（別紙様式1）により車両提供を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 車両の提供を必要とする場所
- (2) 甲の担当者名及び連絡先
- (3) 要請の理由
- (4) 要請する車種及び台数
- (5) 協力の予定期日
- (6) その他必要な事項

（実績報告）

第4条 乙は、前条の規定により車両の提供を実施した場合は、次に掲げる事項を明示して、「災害時における輸送車両提供の協力実績報告書」（別紙様式2）により報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないとき

は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 提供協力を行った会員の名称等
- (2) 提供した車両及び車両登録番号
- (3) 提供した場所
- (4) 提供した日数及び走行距離
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用については、運輸支局に届出た価格を基準として、甲と乙で協議のうえ、定めるものとする。

3 第2条第3項の県内他自治体からの要請に基づく場合には、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は提供車両に損害が生じた場合、甲及び乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び乙に報告し、その措置について、甲、乙が協議のうえ、定めるものとする。

（連絡調整）

第7条 乙は、甲に対し災害時における車両等の円滑な貸渡を行うため、乙の会員名簿及び使用できる車両等に関する事項について連絡調整を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

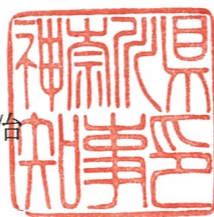
第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年7月21日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治



乙 神奈川県横浜市都筑区池辺町3757-3

一般社団法人神奈川県レンタカー協会

会長 尾崎千登志



災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害時応急活動対策及び復旧・復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害時応急活動対策及び復旧・復興対策の円滑な実施のため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の輸送力の提供
- (2) 荷役作業
- (3) 物資の調達及び供給
- (4) 物資拠点の提供及び運営

- 2 乙は、第1項の業務を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）を派遣する。

(要請の方法)

第5条 甲は、第2条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し原則あらかじめ定める様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく業務を行うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、業務終了後、あらかじめ甲が定める様式により、速やかに甲に業務内容を報告する。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担及び請求等)

第8条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に請求する。

4 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害補償)

第10条 本協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙は、第3条の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

- 2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員事業者で協議の上、決定する。
- 3 乙が本協定に基づく業務の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制の確認)

- 第12条 甲及び乙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。
- 2 甲乙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(業務における暴力団排除)

- 第13条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。
- 2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。
 - 3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(平時における取組み)

- 第14条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、甲が災害時に備えて行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に係る計画策定、訓練、研修の実施及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

(協議)

- 第15条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

- 第16条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月16日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

理事長 和佐見勝

(第5条関係様式)

様式 No.
年 月 日

物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

様

神奈川県知事

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

| 事項 | 内容 |
|---------------------------|----|
| 調達車両台数 | |
| 配車場所 | |
| 輸送場所 | |
| 荷役作業場所 | |
| 荷役作業量 | |
| 物資拠点の提供及び運営 | |
| 物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管期間 | |
| 連絡調整員の派遣場所 | |
| その他業務 | |
| 連絡先 | |
| 備考 | |

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(第6条関係様式)

様式 No.
年 月 日

物資の輸送・荷役等に関する支援協力報告書

神奈川県知事

様

(会社名)

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり業務内容を報告します。

記

| 事項 | 内容 |
|---------------------------|----|
| 調達車両台数 | |
| 配車場所 | |
| 輸送場所 | |
| 荷役作業場所 | |
| 荷役作業量 | |
| 物資拠点の提供及び運営 | |
| 物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管期間 | |
| 連絡調整員の派遣場所 | |
| その他業務 | |
| 連絡先 | |
| 備考 | |

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

神奈川県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法という）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に関与する場合において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の展開・共有)

- 第7条 乙は、甲から提供された本覚書第4条の設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。
2. 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の利用)

- 第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定形的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

(設備等情報の管理)

- 第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(有効期間)

- 第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県

くらし安全防災局長 花田 忠雄



乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

石油連盟

専務理事 奥田 真弥



公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常湧水その他の災害の場合において、公益社団法人日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 支部の会員を別表第1に定めるとおり県東、県央及び県西の3ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。

2 前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努めるものとする。

(連絡部課)

第3条 会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第1号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに防災に関する情報を交換し合うものとする。

2 会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長に速やかに連絡するものとする。

3 支部長は、前2項の規定により提出された内容を取りまとめ、各会員に送付するものとする。

(応援の要請)

第4条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条第1項により定められた連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

3 第1項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を経由して要請内容を支部長に報告するものとする。

4 支部長は、会員相互の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることができる。

5 第1項に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。

(事務の代理)

第5条 支部長である会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第2に掲げる会員が、同表に掲げる順位により、この覚書における支部長の事務を代理するものとする。

2 ブロックの代表会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第1に掲げるブロック内会員が、同表に掲げる掲載順位により、この覚書における代表会員の事務を代理するものとする。

(要請方法)

第6条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、口頭、電話、電信その他の情報通信手段により要請し、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所、到達経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を要する必要な事項

(応援内容)

第7条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) その他

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として応急復旧終了するまでとする。

(防災情報の調査交換)

第8条 各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、その結果を第2号様式及び第3号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとする。

2 各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を相互に交換するものとする。

3 支部長は前2項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

(応援体制)

第9条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援会員が応援に派遣した職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請会員の指示に従って応援に従事する。

3 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用しその身分を明らかにする。

(受入体制)

第10条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援要請会員が資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第11条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」とあるのは「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第12条 第7条第1項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員を派遣するに要する経費（派遣に伴い生じた派遣職員の手当及び旅費をいう。）は、応援要請会員が負担する。
 - (2) 応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
 - (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
 - (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ず。
- 2 前項に定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。
- 3 前2項の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、会員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。

- 2 他支部の会員が、地震、異常湧水その他の災害により被災した場合で、支部においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(防災力の向上)

第14条 会員は、災害発生時に会員間における応援活動を円滑に行えるよう、協力体制の確立に努め、平時から相互に協力して防災対応能力の向上を図るものとする。

(協議)

第15条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この覚書は、令和3年 7月 1日から適用する。
(公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の廃止)
- 2 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書（平成28年3月31日締結）は、廃止する。

令和3年 7月 1日

| | |
|-----------------|--------|
| 神奈川県知事 | 黒岩 祐治 |
| 横浜市市長 | 林 文子 |
| 川崎市市長 | 福田 紀彦 |
| 小田原市市長 | 守屋 輝彦 |
| 相模原市市長 | 本村 賢太郎 |
| 座間市市長 | 佐藤 弥斗 |
| 秦野市市長 | 高橋 昌和 |
| 三浦市市長 | 吉田 英男 |
| 南足柄市市長 | 加藤 修平 |
| 横須賀市市長 | 上地 克明 |
| 神奈川県内広域水道企業団企業長 | 黒川 雅夫 |
| 愛川町長 | 小野 澤 豊 |
| 大井町長 | 小田 眞一 |
| 開成町長 | 府川 裕一 |
| 中井町長 | 杉山 祐一 |
| 箱根町長 | 勝 浩行 |
| 松田町長 | 本山 博幸 |
| 真鶴町長 | 松本 一彦 |
| 山北町長 | 湯川 裕司 |
| 湯河原町長 | 富田 幸宏 |
| 清川村長 | 岩澤 吉美 |

神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、水道に関する災害対策の重要性にかんがみ、神奈川県企業庁と千葉県水道局（以下「両水道局」という。）とが災害により、著しく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障を生じる場合において、円滑かつ迅速な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

(連絡担当部課)

第3条 両水道局は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、別記様式1「災害時連絡表」（以下「災害時連絡表」という。）により毎年4月末までに相互に交換するものとする。
2 両水道局は、災害時連絡表により交換した内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(応援の要請)

第4条 災害を受け応援を要請しようとする水道局（以下「応援要請水道局」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた水道局（以下「応援水道局」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。
2 応援の要請は、応援要請水道局が、次の各号に定める事項を明らかにして、口頭又は電信、電話その他の情報通信手段により行うものとし、後日、速やかに応援水道局に文書を送付するものとする。ただし、応援要請水道局は、被害状況が判明しないこと等により、応援を要請すべき事項が明らかでない場合については、応援水道局と別途協議の上、応援を要請するものとする。
(1) 災害の状況
(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(3) 必要とする職員の職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) 各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援内容)

第5条 応援水道局が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。
(1) 応急給水活動
(2) 応急復旧活動
(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 給水装置工事事業者等の派遣
(5) 前各号に掲げるもののほか特に応援要請のあった事項

(応援要員の派遣)

- 第6条 応援水道局は、応援要請があった場合、直ちに応援体制を整え応援要請水道局に協力するものとする。
- 2 応援要請水道局は、応援水道局の職員及び給水装置工事事業者等（以下「応援要員」という。）に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。
 - 3 応援要員は、食料、被服、賃金、装備その他災害時に必要な物資等を携行するものとする。
 - 4 応援水道局から派遣された職員は、応援要請水道局の指示に従って作業に従事するものとする。
 - 5 応援要員は、応援水道局名を表示する腕章その他の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、原則として応援要請水道局が負担するものとする。
- 2 応援水道局の職員の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の旅費及び諸手当に関する規定に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。
 - 3 応援水道局の職員とともに応援に従事する給水装置工事事業者等の派遣に要する経費は、応援水道局の基準に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。
 - 4 応援水道局の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援水道局が負担する。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請水道局が負担する。
 - 5 前各号の規定にかかわらず、法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援水道局に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を応援要請水道局の負担額から控除するものとする。

(損害賠償に関する特則)

- 第8条 応援水道局の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請水道局が、応援要請水道局への往復途中に生じたものについては応援水道局が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

(応援経費の一時繰替支弁)

- 第9条 応援水道局は、応援要請水道局が前2条に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請水道局から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 2 応援水道局は、前項の規定により一時繰替支弁した場合、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請水道局に請求するものとする。
 - (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
 - (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
 - (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
 - (4) 応急治療をする場合の治療費及び損害賠償に係る経費については、その実費額

(防災関係物資等の調査結果の交換)

- 第10条 両水道局は、災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況について調査し、別記様式2「防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表」により毎年4月末までに相互に交換するものとする。

- 2 両水道局は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
- 3 両水道局は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。
- 4 両水道局は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第 11 条 両水道局は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 両水道局は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（法第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 10 年 3 月 25 日から適用する。
- 2 平成 7 年 10 月 17 日に締結された千葉県水道局と神奈川県企業庁水道局との災害時の相互応援に関する覚書は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 10 年 3 月 25 日

神奈川県企業庁水道局長 小 松 栄 一

千葉県水道局長 時 谷 暢 明

神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道事業を経営する神奈川県企業庁及び水道用水供給事業を経営する静岡県企業局（以下「両県」という。）において、地震等の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、被災した県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に相手県の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部署)

第2条 両県は、あらかじめ応援体制表（様式1）により連絡課を定め、地震等の災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。
なお、応援体制表は、毎年4月末に相互に交換するものとする。

(備蓄資材等の調査)

第3条 両県は、この覚書に基づく応援を円滑に行うため、保有する備蓄資材等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末に相互に交換するものとする。

(応援の要請手続き)

第4条 応援を要請するときは、応援体制表に定める連絡課を通じて行うものとする。

2 応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリをもってすることができる。

この場合は、事後速やかに応援要請書（様式2）を送付するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 必要資機材及び人員等の応援内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援給水作業に必要な職員、給水車等の派遣
- (2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援体制)

第6条 応援を要請した企業庁又は企業局（以下「応援要請県」という。）は、災害の状況に応じ、応援する企業庁又は企業局（以下「応援県」という。）職員の宿舍のあつせんその他必要な便宜を供与するものとする。ただし、状況によりこれを応援県に求めることができる。

2 応援県の職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(経費の負担)

第7条 第5条各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として応援要請県が負担するものとする。

なお、応援職員の派遣に要する経費の額は応援県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の範囲内とする。

(2) 応援県は、応援要請県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとする。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請県の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請県がその賠償の責に任ずる。

2 前項の定めによりがたいときは、両県が協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この覚書は、平成9年1月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年12月26日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 志手 征吉

静岡県公営企業管理者
企業局長 藤木 紀男

(様式1)

応援体制表

| | |
|------------------------|----------|
| 1 県名・所在地等 | |
| (1) 県 名 | |
| (2) 所 在 地 | |
| (3) 電 話 番 号 | |
| (4) 水道事業管理者の職・氏名 | |
| (5) 水道用水給水事業者の職・氏名 | |
| 2 緊急連絡先 | |
| (1) 緊急連絡担当課 | |
| (2) 電 話 番 号 等 | (電話番号) |
| | (ファックス) |
| | (夜間等連絡先) |
| | |
| (3) 緊急連絡担当者 (職名・氏名) | |
| | |
| 3 応急給水用具 | |
| (1) 給水車 | |
| (2) 給水タンク | |
| (3) ポリ容器 | |
| (4) 水 袋 | |
| (5) そ の 他 | |

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

応援県水道（用水給水）事業管理者あて

応援要請県応援県水道（用水給水）事業管理者名

応 援 要 請 書

神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援を要請する理由

- 2 被害状況及び応援内容
別紙のとおり

- 3 連絡先
(担当課名)
(担当者名)
(電話番号)
(ファックス番号)

(別紙)

応 援 要 請 表

1 報告日時等

| | |
|-----------|-----------|
| 報 告 日 時 | |
| 担 当 者 名 等 | (担 当 課 名) |
| | (担 当 者 名) |
| | (電 話 番 号) |
| | (ファックス番号) |

2 被害状況

| | |
|----------------------------|--|
| 被害発生地域 (市町村名 断水世帯数等) | |
| 被 害 状 況 | |

3 応援の内容

4 応援給水車・資機材等

| 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 到 着 場 所 | (交通経路を明示した図面を添付) | |

5 応援派遣職員

| 応 援 業 務 内 容 | 人 員 | 期 間 | 備 考 |
|-------------|------------------|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 到 着 場 所 | (交通経路を明示した図面を添付) | | |

6 その他

香川県広域水道企業団と神奈川県企業庁との
災害時等の相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定書は、広域的な水道事業を経営する香川県広域水道企業団と神奈川県企業庁（以下「両水道事業体」という。）が、地震等の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障を生ずる場合において、迅速かつ円滑な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部署)

第2条 両水道事業体は、あらかじめ別表第1により連絡部課名を定め、地震等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。なお、別表第1は、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

(応援物資等の調査)

第3条 両水道事業体は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請するときは、別表第1に定める連絡部課を通じて、行うものとする。

2 前項の応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話、メール又はファクシミリをもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援内容の種類、人員等
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援要請への対応)

第5条 前条第2項による応援要請を受けた水道事業体は、すみやかに応援要請内容を確認し、可能な範囲で対応を行うものとする。また、この協定書による応援を実施するにあたっては、公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）の地方支部長や県支部長等と調整を行うものとする。

(応援内容)

第6条 両水道事業体が行なう応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の提供

(応援体制)

第7条 応援を要請した水道事業体は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(経費の負担等)

第8条 第6条各号に規定する応援に要する経費は、日水協「地震等緊急時対応の手引き」の費用負担の基本的な考え方に準じ受援者が負担するものとする。

2 前項の定めによりがたいときは、両水道事業体が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第9条 両水道事業体は、この協定書による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の各号に定める事項について協力して実施するものとする。

- (1) 災害対策の取組みに関する情報交換
- (2) 合同訓練の実施

(協 議)

第10条 この協定書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定書は、締結日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、両水道事業体がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

香川県広域水道企業団

企 業 長

浜田 恵造 (自署)

神奈川県公営企業管理者

企 業 庁 長

大竹 准一 (自署)

関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オブザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村(川口市、八王子市、横須賀市)
- (6) (公社) 日本下水道協会
- (7) (公財) 日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会

- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長
原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
- (2) 下水道対策本部長員
 - ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
 - イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。
 - ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当
当局部長

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、
第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定され
ている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他
の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第
11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請する
ことができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意
するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定
する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの
支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うも
のとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、
災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を
図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東地
方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

(支援体制の確立及び応援活動)

第 12 条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第 11 条及び第 11 条に規定があるものとする。

(前線基地)

第 13 条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第 12 条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第 4 章 その他

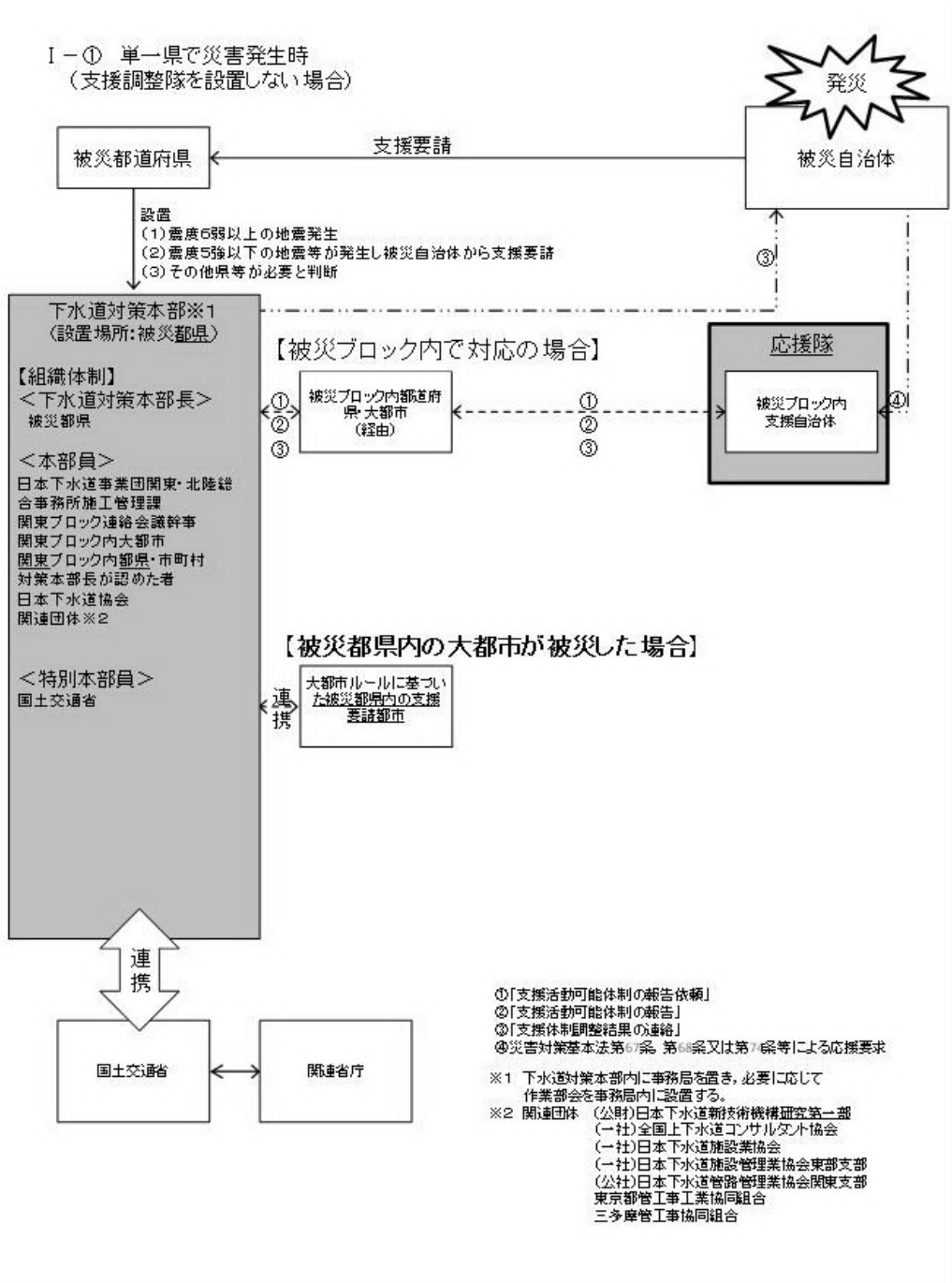
(ブロックルールの改定等)

第 14 条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

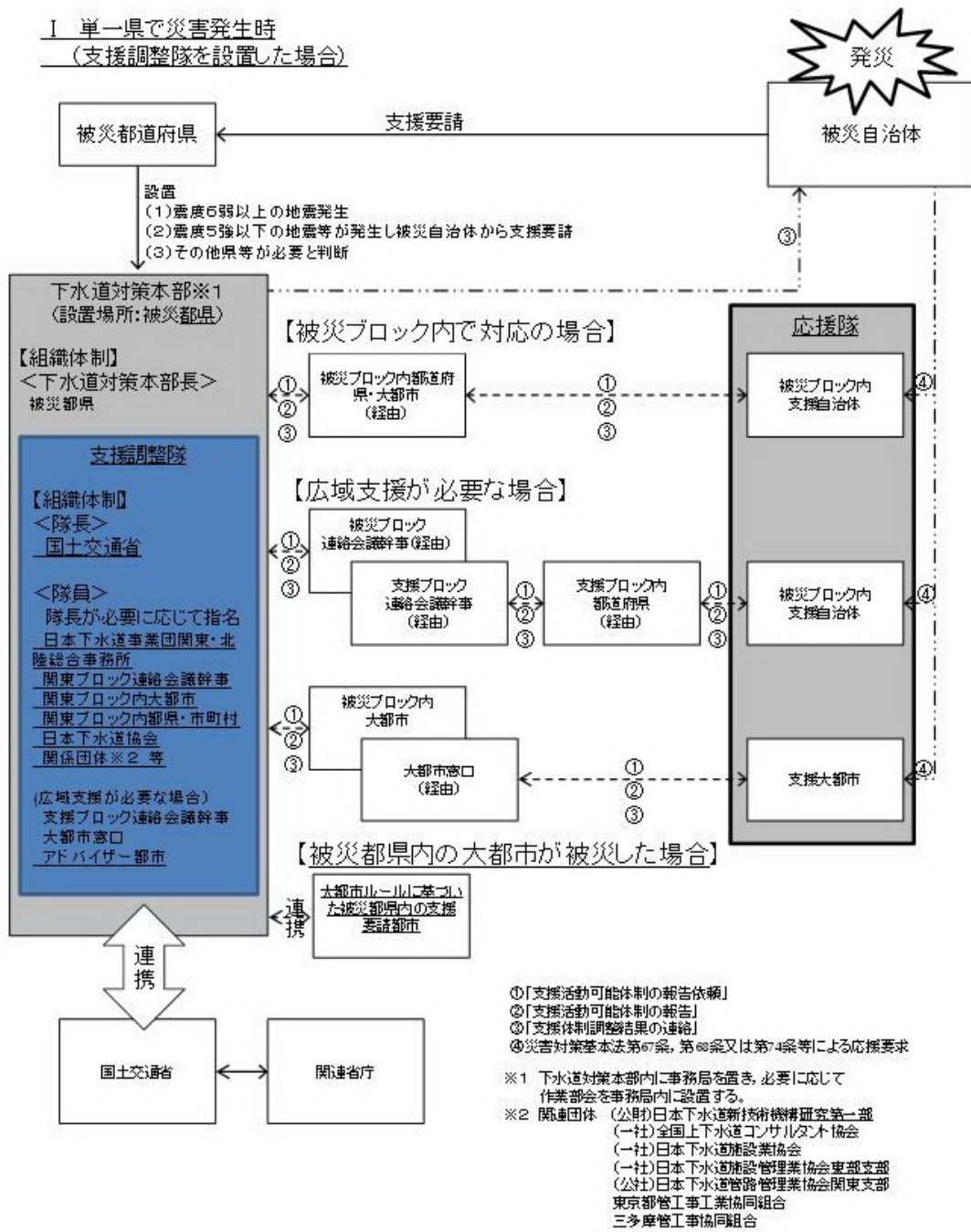
附則

- 1 このルールは、平成 20 年 8 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成 22 年 8 月 4 日 一部改定
- 4 平成 26 年 5 月 16 日 一部改定
- 5 平成 30 年 4 月 2 日 一部改定

参考資料－１ 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」 フロー



I 単一県で災害発生時
(支援調整隊を設置した場合)



東京電力パワーグリッド(株)の応急活動対策

災害により電力設備に被害があった場合には、災害対策基本法に基づき、各種災害発生への対処など必要事項を定めた「防災業務計画」を踏まえ、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

1. 防災体制

(1) 非常態勢の区分

| 非常態勢の情勢 | 非常態勢の区分 |
|--|---------|
| 災害の発生のおそれがある場合または発生した場合（以下「非常災害」という）に対処するための非常態勢は、その情勢に応じて下表のとおりとする。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生が予想される場合 ・ 災害が発生した場合 ・ 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・ サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ・ 警戒宣言（大規模地震対策特別措置法に基づく宣言）が発せられた場合 | 第1非常態勢 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害の発生が予想される場合 ・ 大規模な災害が発生した場合 ・ 電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 | 第2非常態勢 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 | 第3非常態勢 |

(2) 非常態勢の組織

本社、総支社ならびに第一線機関等が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は下表のとおりとする。

| 事業所 | 組織 | 機能 |
|---------------------|-------------|---|
| 本社 | 非常災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社における非常災害対策活動の実施 ・ 全事業所における非常災害対策活動の総括および指揮 |
| 総支社、電力所等 | 非常災害対策総支社本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自事業所における非常災害対策活動の実施 ・ 県域等に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 |
| 第一線機関（支社，その他指定事業所）等 | 非常災害対策支部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自事業所における非常災害対策活動の実施 |

2. 非常災害対策活動

(1) 非常災害時における電力設備の運転

- ア. 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。
- イ. 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所へ連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡する。

(2) 非常災害時の情報の収集・連絡

ア. 情報の収集

- a. 非常災害対策本部・支部は、それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集する。

- ・当社設備等に係わる人身災害発生状況
- ・停電による主な影響状況
- ・各設備の被害状況、設備復旧状況
- ・復旧用資機材、要員等の応援、食料等に関する事項
- ・従業員の被災状況
- ・社外対応状況（国および地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関および需要家等への対応状況）
- ・公共交通機関や道路等の被害情報等
- ・その他気象等に関する情報等

イ. 情報集約

- ・各非常災害対策本部は、集計された被害状況を把握する。

(3) 被害の復旧

ア. 復旧計画の作成

非常災害対策本部・支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備の復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、復旧応援要員の必要の有無、復旧要員の配置、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

イ. 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する等、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、公共交通機関や道路等の被害状況、当社設備の被害状況ならびに設備復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものから行う。

ウ. 復旧作業上の留意事項

- a. 災害発生状況により交通規制がとられた場合は、あらかじめ定められた、所定の手続きを実施する。
- b. 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧業者であることを明示する。
- c. 幹線道路上において支障となっている当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。
- d. 河川、海岸および急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

(4) 広報活動

ア. 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

イ. 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(東京ガスネットワーク株式会社)

東京ガスネットワーク(株)の応急活動体制 (地震災害)

東京ガス(株)および東京ガスネットワーク(株)が連名で発行する「防災業務計画」の規定に基づき、地震災害により都市ガス設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

1. 体制の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

| 体制区分 | 適用条件 |
|---------|--|
| 第0次非常体制 | 1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合 |
| 第一次非常体制 | 1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震警戒宣言等(東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報)が発表された場合 |
| 第二次非常体制 | 1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 |

2. 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

3. 災害時における広報

a 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

b 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

4. 災害時における復旧用資機材の確保

a 取引先・メーカー等からの調達

b 被災していない他地域からの流用

c 他ガス事業者等からの融通

5. 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

6. 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り

迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

7. 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

- a 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

①復旧手順および方法②復旧要員の確保および配置③復旧用資機材の調達④復旧作業の期間⑤供給停止需要家等への支援⑥宿泊施設の手配、食糧等の調達⑦その他必要な対策

b 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(a) 高・中圧導管の復旧作業

① 区間遮断② 漏えい調査③ 漏えい箇所の修理④ ガス開通

(b) 低圧導管の復旧作業

① 閉栓作業②復旧ブロック内巡回調査③被災地域の復旧ブロック化④復旧ブロック内の漏えい検査⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理⑥本支管混入空気除去⑦灯内内管の漏洩検査および修理⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検）⑨開栓

NTT東日本(株)の応急活動体制(地震災害)

NTT東日本(株)神奈川事業部は「災害対策基本法」、「大震法」、「国民保護法」、「事業法」、その他関連法令、並びに防災業務計画、国民保護業務計画及びこの規程等に基づき、電気通信事業者、指定公共機関として、以下の応急活動を行います。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達に当たります。
 なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町村等へ通報します。
- 2 警戒宣言が発令された場合は、地震災害警戒本部の設置等の他、地震防災体制の確立及び通信の途絶防止等のため、応急復旧用災害対策機器を予め配備し発災に備えます。
 - (1) 災害対策機器の点検、整備及び必要により非常配備を行う。
 - (2) 予備電源設備並びに燃料及び冷却水の点検と確認を行う。
 - (3) 応急復旧に必要な資材、物資の点検確認及び車両の確認並びに輸送方法の確認を実施し必要により手配を行う。
 - (4) 建物、施設等の巡視点検と必要な防護措置を行う。
 - (5) 各ビル等の警備及び避難時の誘導體制の確認を行う。
- 3 電気通信設備が被害等を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被害状況に応じた応急復旧を実施します。

| | |
|-------------|---|
| 電気通信サービスの確保 | <p>防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに可能な範囲において一般通信を確保することを基本として地震防災応急対策を実施する。</p> <p>警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるため次により対処します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。 2 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害時用公衆電話(特設公衆電話)からの通話はそ通を確保する。 3 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。 4 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「1 |
|-------------|---|

| | |
|-----------------------|---|
| | 71」等の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。 |
| 災害対策機器の出動 | 通信途絶の状況に応じ、直ちに可搬形無線車等災害対策機器の出動要請を行う。 |
| 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の臨時設置 | 被災地域における通信手段として、被災者が利用する避難所に、災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努めます。また、災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広域停電が発生するなど被災者の方々の通話を確保することが必要と当社が判断した場合には公衆電話からの通話を無料とすることがあります。 |
| 災害用伝言ダイヤル「171」等の開設 | 大規模な災害が発生した場合に提供を開始します。提供開始時期や録音件数等の提供条件は、テレビ・ラジオ等でお知らせします。 |
| 回線の応急復旧 | 災害救助機関等、重要な通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内を目標とする。 |

4 災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施します。

応急復旧工事については、次により工事を実施します。

- (1) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (2) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

神奈川県企業庁と東部地域広域水道企業団との
災害時等の相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定書は、水道事業を経営する神奈川県企業庁と山梨県に所在する東部地域広域水道企業団（以下「両水道事業体」という。）が、地震災害等により、通常の給水に支障を生ずる場合において、迅速かつ円滑な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部署)

第2条 両水道事業体は、あらかじめ別表第1により連絡部課名を定め、地震等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。なお、別表第1は、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

(応援物資等の調査)

第3条 両水道事業体は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

(応援内容)

第4条 両水道事業体が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水に関すること
- (2) 応急復旧に関すること
- (3) 応急復旧用資機材の提供に関すること

(応援の要請)

第5条 応援を要請するときは、別表第1に定める連絡部課を通じて行うものとする。

2 前項の応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話、メール又はファクシミリをもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援内容の種類、人員等
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援要請への対応)

第6条 前条第2項による応援要請を受けた水道事業体は、すみやかに応援要請内容を確認し、可能な範囲で対応を行うものとする。

(応援体制)

第7条 応援を要請した水道事業体は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(経費の負担等)

第8条 第4条各号に規定する応援に要する経費は、公益社団法人日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の費用負担の基本的な考え方に準じ、受援者が負担するものとする。

(情報交換等)

第9条 両水道事業体は、この協定書による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の各号に定める事項について協力して実施するものとする。

- (1) 災害対策の取組みに関する情報交換
- (2) 合同訓練の実施

(協 議)

第10条 この協定書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定書は、締結日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、両水道事業体がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月27日

神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県公営企業管理者
企 業 庁 長 高澤 幸夫

山梨県大月市七保町下和田415番地
東部地域広域水道企業団
企 業 長 村上 信行